

## 第6回介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議 議 事 次 第

日時：平成19年3月7日（水） 16:00～18:00

場所：弘済会館4F 萩の間

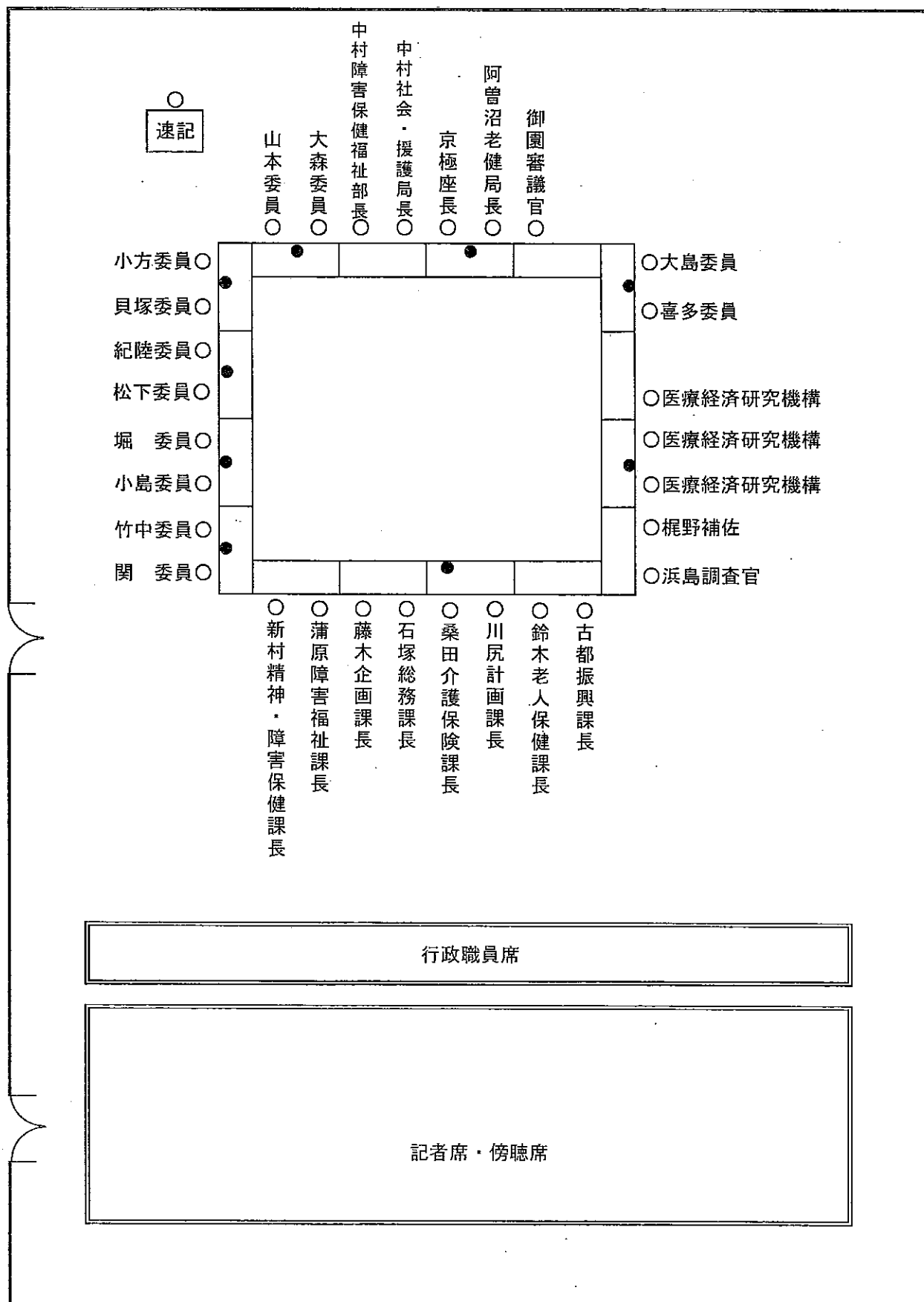
- 1 有識者調査の結果について
- 2 諸外国における介護と障害者施策の現地調査の報告について
- 3 その他

### 資 料 一 覧

- |    |   |                                         |
|----|---|-----------------------------------------|
| 資料 | 1 | 「介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲の在り方に関する有識者調査」結果報告書 |
| 資料 | 2 | 介護保険の被保険者・受給者の範囲に関する外国調査の概要             |
| 資料 | 3 | 社会保険料と税の特徴                              |
| 資料 | 4 | 関係団体ヒアリング結果の概要                          |
| 資料 | 5 | 議論のとりまとめに向けた主要な論点（案）                    |

# 第6回介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議

日時 平成19年3月7日(水) 16:00~18:00  
場所 弘済会館(4階 萩の間)



平成18年度  
老人保健健康増進等事業  
による研究報告書

# 介護保険制度の被保険者及び受給者の 範囲に関する有識者調査 報告書

平成19年3月

財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会



医療経済研究機構



## 目 次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| I. 調査概要.....                                      | 1  |
| 調査概要.....                                         | 2  |
| II. 調査結果.....                                     | 5  |
| 1. 現行の介護保険制度の評価について.....                          | 6  |
| 2. 介護保険制度の給付と負担の関係について.....                       | 8  |
| 3. 介護保険制度において一層の取り組みが必要なものについて.....               | 14 |
| 4. 介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて.....                  | 16 |
| (1) 被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方について.....               | 16 |
| (2) 被保険者・受給者の範囲を拡大すべきとする理由.....                   | 18 |
| (3) 被保険者・受給者の範囲の見直しに関して、現在は慎重であるべきとする理由.....      | 20 |
| (4) 被保険者・受給者の範囲を拡大すべきでないとする理由.....                | 22 |
| 5. 被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について..... | 24 |
| (1) 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係.....                     | 24 |
| (2) 受給対象者の年齢について.....                             | 26 |
| 6. 保険料の負担者の範囲について.....                            | 28 |
| 7. 40歳未満の者の保険料負担の水準について.....                      | 30 |
| 8. 年齢や障害種別にかかわらずサービス提供の取組について.....                | 32 |
| 9. 将来の介護保険制度について.....                             | 34 |
| III. 調査票.....                                     | 35 |



# I．調査概要

## 調査概要

1. 調査の目的 介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲の在り方について、各界有識者の意見を聴き、今後の介護保険制度について検討する際の基礎資料とする。

2. 調査対象 有識者 2,880 名

〔 研究・教育、報道・評論、地方公共団体、高齢者団体、労働界、経済界、医療保険者、若年団体、障害者団体、介護サービス提供事業者、障害者サービス提供事業者 〕

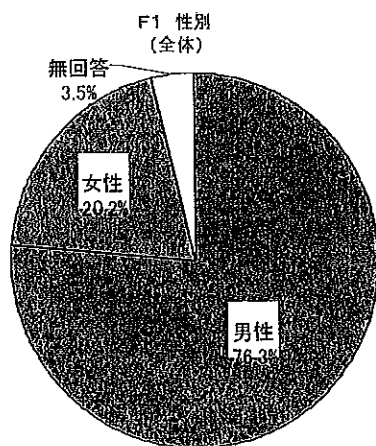
3. 調査時期 平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月

4. 調査方法 郵送による調査票の発送・回収

5. 回収状況 有効回答数 1,411 名（有効回答率 49.0%）

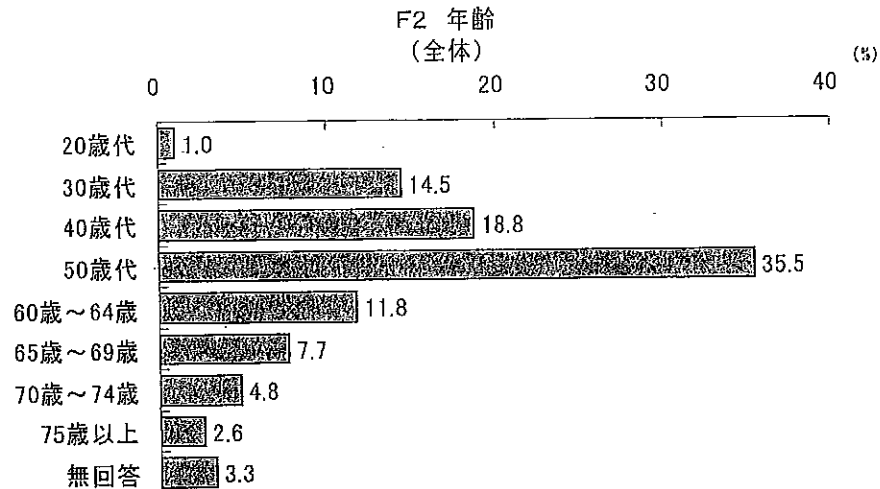
6. 回答有識者の属性

(1) 男女構成

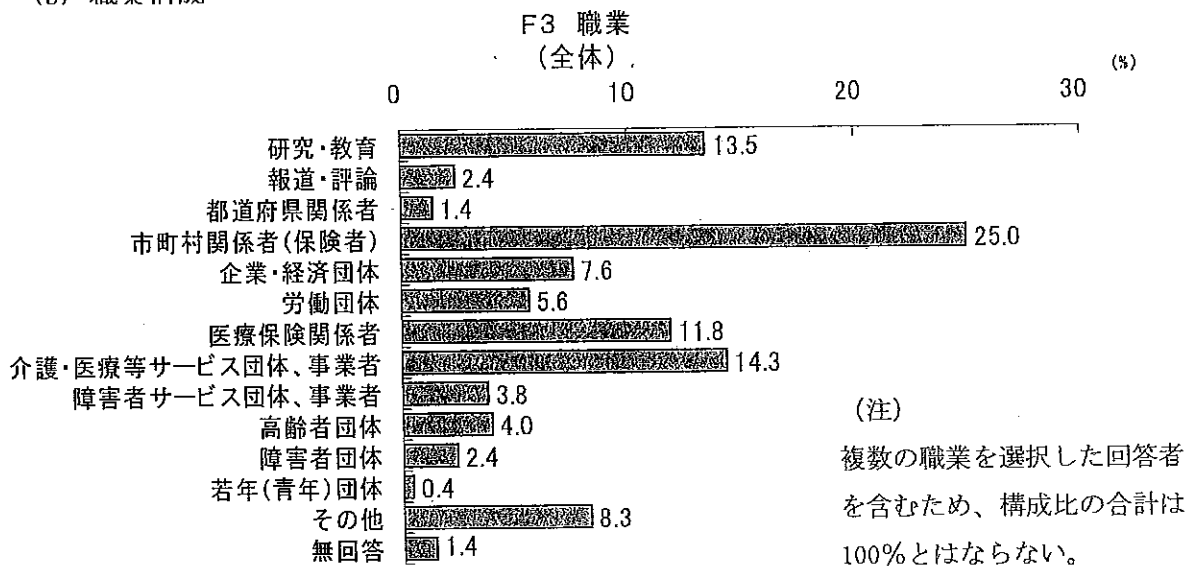




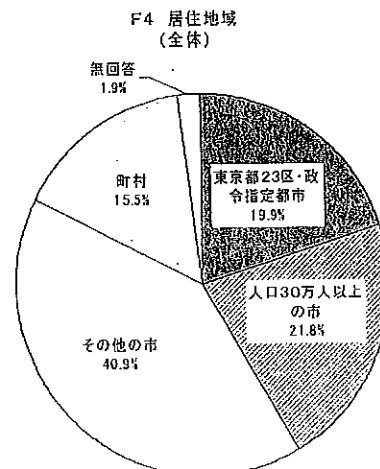
(2) 年齢構成



(3) 職業構成



(4) 居住地域(都市規模)別





## Ⅱ．調査結果

## 1. 現行の介護保険制度の評価について

■ 現行の介護保険制度について、およそ3人に1人は「大いに評価している」(34.9%)と回答している。「多少は評価している」(52.4%)と合わせると87.3%が現行制度を評価している。これに対して、評価していないのは10.3%（「あまり評価していない」9.2%、「全く評価していない」1.1%の合計）である。

### 〔設問と結果〕

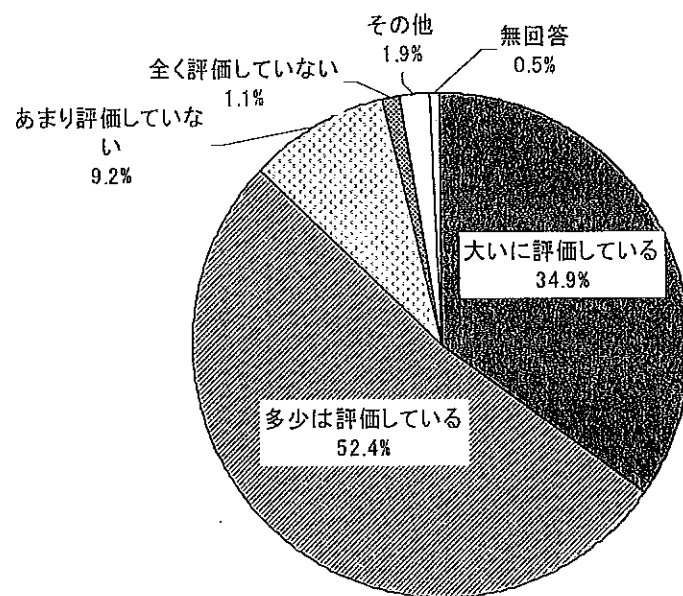
問1 あなたは介護保険制度が国民生活の安定等に果たした役割を評価していますか。

次の中からあなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

また評価している理由又は評価していない理由を可能であれば、回答欄にご記入ください。

「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

問1 介護保険制度の評価(全体)



(性・年齢・職業)

|        |                  | 合 計   | 大いに<br>評価して<br>いる | 多少は<br>評価して<br>いる | あまり<br>評価して<br>いない | 全く<br>評価して<br>いない | その他 | 無回答 |
|--------|------------------|-------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-----|-----|
| 全 体    |                  | 1,411 | 34.9              | 52.4              | 9.2                | 1.1               | 1.9 | 0.5 |
| 性<br>別 | 男                | 1,076 | 35.4              | 52.0              | 8.9                | 1.0               | 2.0 | 0.7 |
|        | 女                | 285   | 30.9              | 55.1              | 11.2               | 1.1               | 1.8 | 0.0 |
|        | 無回答              | 50    | 46.0              | 44.0              | 4.0                | 4.0               | 2.0 | 0.0 |
| 年<br>齢 | 20 歳代*           | 14    | 28.6              | 35.7              | 28.6               | 0.0               | 7.1 | 0.0 |
|        | 30 歳代            | 204   | 21.1              | 65.2              | 10.8               | 1.5               | 1.0 | 0.5 |
|        | 40 歳代            | 265   | 27.9              | 59.6              | 9.8                | 1.1               | 1.5 | 0.0 |
|        | 50 歳代            | 501   | 35.7              | 53.1              | 7.6                | 1.0               | 1.6 | 1.0 |
|        | 60 歳～64 歳        | 166   | 44.0              | 42.8              | 9.0                | 0.6               | 3.6 | 0.0 |
|        | 65 歳～69 歳        | 109   | 39.4              | 45.9              | 9.2                | 2.8               | 2.8 | 0.0 |
|        | 70 歳～74 歳        | 68    | 51.5              | 32.4              | 14.7               | 0.0               | 1.5 | 0.0 |
|        | 75 歳以上*          | 37    | 54.1              | 29.7              | 10.8               | 0.0               | 2.7 | 2.7 |
|        | 無回答              | 47    | 44.7              | 48.9              | 2.1                | 2.1               | 2.1 | 0.0 |
| 職<br>業 | 研究・教育            | 190   | 42.6              | 40.5              | 8.9                | 3.2               | 3.7 | 1.1 |
|        | 報道・評論*           | 34    | 29.4              | 55.9              | 14.7               | 0.0               | 0.0 | 0.0 |
|        | 都道府県関係者*         | 20    | 40.0              | 60.0              | 0.0                | 0.0               | 0.0 | 0.0 |
|        | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 42.2              | 52.4              | 4.0                | 0.0               | 1.1 | 0.3 |
|        | 企業・経済団体          | 107   | 31.8              | 59.8              | 7.5                | 0.9               | 0.0 | 0.0 |
|        | 労働団体             | 79    | 19.0              | 67.1              | 12.7               | 1.3               | 0.0 | 0.0 |
|        | 医療保険関係者          | 167   | 27.5              | 59.9              | 9.0                | 0.0               | 3.6 | 0.0 |
|        | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 31.2              | 51.5              | 12.9               | 1.5               | 2.5 | 0.5 |
|        | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 24.5              | 52.8              | 17.0               | 5.7               | 0.0 | 0.0 |
|        | 高齢者団体            | 56    | 50.0              | 39.3              | 8.9                | 0.0               | 1.8 | 0.0 |
|        | 障害者団体*           | 34    | 17.6              | 32.4              | 35.3               | 2.9               | 5.9 | 5.9 |
|        | 若年（青年）団体*        | 6     | 50.0              | 50.0              | 0.0                | 0.0               | 0.0 | 0.0 |
|        | その他              | 117   | 33.3              | 51.3              | 12.0               | 0.0               | 2.6 | 0.9 |
|        | 無回答              | 20    | 35.0              | 50.0              | 5.0                | 10.0              | 0.0 | 0.0 |

(注) \* 印の属性は、サンプル数が 50 サンプルに満たないため、結果には留意のこと（以降同じ）。

「職業」は、複数の職業属性を選択した有識者が含まれる関係で、それぞれの回答者数の合計は全体（1,411 人）を上回る（以降、同じ）。

## 2. 介護保険制度の給付と負担の関係について

- 今後の介護保険制度の給付と負担の在り方として、「介護保険料が高くなっても良いから、給付の充実を優先すべきである。」という1つ目の意見には、およそ4割は「どちらともいえない」(39.2%)と回答している。また、賛成派の26.2%（「大いに賛成」4.2%、「どちらかといえば賛成」22.1%の合計）に対して、反対派は29.9%（「全く反対」5.6%、「どちらかといえば反対」24.3%の合計）で、両者を比べると、反対派が賛成派をやや上回った。

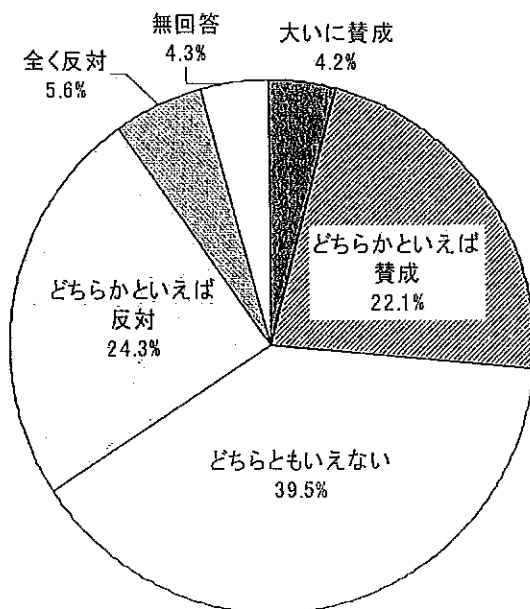
### 〔設問と結果〕

問2 高齢化が進み、要介護(支援)者数が増加して、介護サービスを利用する人が増加する一方、介護保険料も上昇しています。今後、介護保険制度の給付と負担についてどう考えますか。

(1)～(3)のそれぞれごとに、1～5の中からあなたのお考えに近いものを選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- (1) 介護保険料が高くなっても良いから、給付の充実を優先すべきである。

問2 介護保険制度の給付と負担の関係  
(1)介護保険料が高くなっても、給付の充実を優先すべき(全体)



(性・年齢・職業)

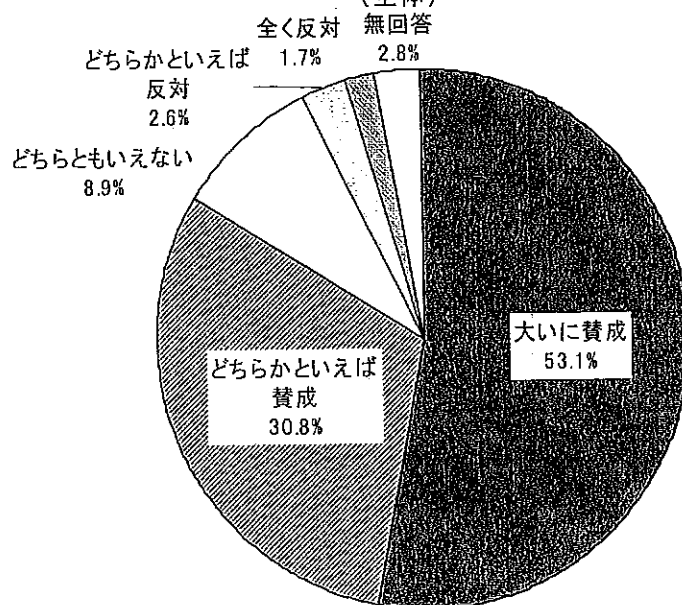
|     |                  | 合 計   | 大いに賛成 | どちらかといえば賛成 | どちらともいえない | どちらかといえば反対 | 全く反対 | 無回答  |
|-----|------------------|-------|-------|------------|-----------|------------|------|------|
| 全 体 |                  | 1,411 | 4.2   | 22.1       | 39.5      | 24.3       | 5.6  | 4.3  |
| 性 別 | 男                | 1,076 | 4.2   | 22.8       | 38.7      | 24.5       | 5.9  | 3.9  |
|     | 女                | 285   | 4.2   | 21.1       | 41.8      | 23.5       | 3.9  | 5.6  |
|     | 無回答              | 50    | 4.0   | 14.0       | 46.0      | 24.0       | 8.0  | 4.0  |
| 年 齢 | 20 歳代*           | 14    | 0.0   | 14.3       | 42.9      | 28.6       | 14.3 | 0.0  |
|     | 30 歳代            | 204   | 4.9   | 23.5       | 46.1      | 22.1       | 3.4  | 0.0  |
|     | 40 歳代            | 265   | 3.4   | 20.0       | 46.0      | 23.0       | 6.0  | 1.5  |
|     | 50 歳代            | 501   | 5.0   | 22.2       | 37.1      | 25.9       | 6.2  | 3.6  |
|     | 60 歳～64 歳        | 166   | 4.8   | 19.3       | 36.1      | 27.1       | 3.0  | 9.6  |
|     | 65 歳～69 歳        | 109   | 3.7   | 24.8       | 34.9      | 22.0       | 6.4  | 8.3  |
|     | 70 歳～74 歳        | 68    | 0.0   | 29.4       | 29.4      | 22.1       | 10.3 | 8.8  |
|     | 75 歳以上*          | 37    | 5.4   | 35.1       | 21.6      | 24.3       | 0.0  | 13.5 |
|     | 無回答              | 47    | 2.1   | 12.8       | 51.1      | 21.3       | 8.5  | 4.3  |
| 職 業 | 研究・教育            | 190   | 12.1  | 32.1       | 25.8      | 16.8       | 8.4  | 4.7  |
|     | 報道・評論*           | 34    | 5.9   | 32.4       | 23.5      | 17.6       | 5.9  | 14.7 |
|     | 都道府県関係者*         | 20    | 0.0   | 20.0       | 60.0      | 20.0       | 0.0  | 0.0  |
|     | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 0.6   | 8.5        | 51.8      | 32.9       | 5.1  | 1.1  |
|     | 企業・経済団体          | 107   | 5.6   | 23.4       | 43.9      | 17.8       | 6.5  | 2.8  |
|     | 労働団体             | 79    | 2.5   | 24.1       | 46.8      | 21.5       | 5.1  | 0.0  |
|     | 医療保険関係者          | 167   | 2.4   | 18.6       | 38.9      | 26.9       | 4.2  | 9.0  |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 4.0   | 28.7       | 34.7      | 25.2       | 5.0  | 2.5  |
|     | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 3.8   | 32.1       | 41.5      | 15.1       | 5.7  | 1.9  |
|     | 高齢者団体            | 56    | 7.1   | 23.2       | 33.9      | 19.6       | 5.4  | 10.7 |
|     | 障害者団体*           | 34    | 5.9   | 26.5       | 26.5      | 20.6       | 8.8  | 11.8 |
|     | 若年（青年）団体*        | 6     | 16.7  | 33.3       | 33.3      | 16.7       | 0.0  | 0.0  |
|     | その他              | 117   | 2.6   | 28.2       | 34.2      | 23.1       | 4.3  | 7.7  |
|     | 無回答              | 20    | 5.0   | 25.0       | 25.0      | 30.0       | 10.0 | 5.0  |

■ 今後の介護保険制度の給付と負担の在り方としての2つ目の意見である「介護保険料がある程度上がるのはやむを得ないが、あわせて、無駄や不効率がないよう給付の適正化を進めるべきである。」には、83.9%が賛成（「大いに賛成」53.1%、「どちらかといえば賛成」30.8%の合計）と回答している。これに対して、「全く反対」1.7%、「どちらかといえば反対」2.6%と反対派はわずかであり、回答した有識者の大半は、給付の適正化を進めることを望んでいる。

## 〔設問と結果〕

(2) 介護保険料がある程度上がるのはやむを得ないが、あわせて、無駄や不効率がないよう給付の適正化を進めるべきである。

問2 介護保険制度の給付と負担の関係  
(2)介護保険料が上がるのはやむを得ないが、給付の適正化を進めるべき  
(全体)





(性・年齢・職業)

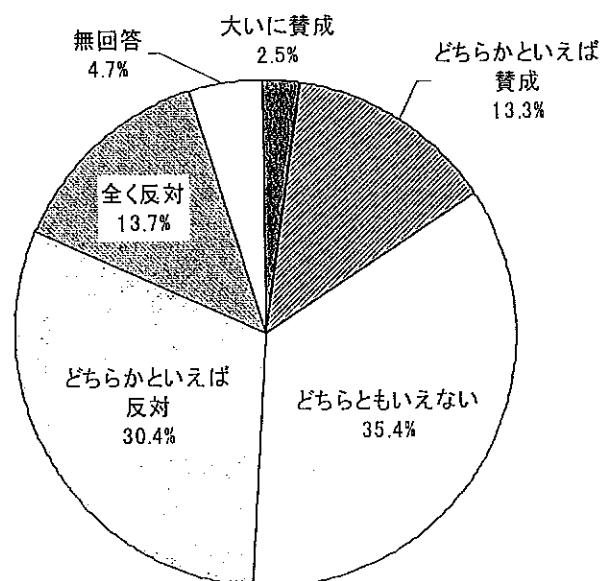
|     |                  | 合 計   | 大いに賛成 | どちらかといえば賛成 | どちらともいえない | どちらかといえば反対 | 全く反対 | 無回答  |
|-----|------------------|-------|-------|------------|-----------|------------|------|------|
| 全 体 |                  | 1,411 | 53.1  | 30.8       | 8.9       | 2.6        | 1.7  | 2.8  |
| 性 別 | 男                | 1,076 | 54.4  | 30.8       | 7.8       | 2.4        | 2.0  | 2.7  |
|     | 女                | 285   | 49.5  | 31.9       | 11.9      | 3.2        | 0.7  | 2.8  |
|     | 無回答              | 50    | 46.0  | 26.0       | 16.0      | 4.0        | 2.0  | 6.0  |
| 年 齢 | 20歳代*            | 14    | 57.1  | 42.9       | 0.0       | 0.0        | 0.0  | 0.0  |
|     | 30歳代             | 204   | 54.4  | 31.9       | 8.3       | 2.5        | 2.5  | 0.5  |
|     | 40歳代             | 265   | 48.3  | 38.5       | 10.2      | 1.5        | 0.8  | 0.8  |
|     | 50歳代             | 501   | 56.3  | 28.5       | 8.8       | 2.4        | 1.6  | 2.4  |
|     | 60歳～64歳          | 166   | 52.4  | 31.3       | 5.4       | 3.0        | 1.8  | 6.0  |
|     | 65歳～69歳          | 109   | 51.4  | 29.4       | 9.2       | 1.8        | 2.8  | 5.5  |
|     | 70歳～74歳          | 68    | 50.0  | 19.1       | 13.2      | 8.8        | 2.9  | 5.9  |
|     | 75歳以上*           | 37    | 64.9  | 18.9       | 8.1       | 2.7        | 0.0  | 5.4  |
|     | 無回答              | 47    | 40.4  | 31.9       | 14.9      | 4.3        | 2.1  | 6.4  |
| 職 業 | 研究・教育            | 190   | 53.7  | 26.8       | 7.9       | 4.2        | 4.2  | 3.2  |
|     | 報道・評論*           | 34    | 64.7  | 20.6       | 0.0       | 2.9        | 5.9  | 5.9  |
|     | 都道府県関係者*         | 20    | 30.0  | 40.0       | 30.0      | 0.0        | 0.0  | 0.0  |
|     | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 50.7  | 37.4       | 8.5       | 2.0        | 0.6  | 0.8  |
|     | 企業・経済団体          | 107   | 60.7  | 28.0       | 4.7       | 2.8        | 1.9  | 1.9  |
|     | 労働団体             | 79    | 60.8  | 26.6       | 8.9       | 1.3        | 2.5  | 0.0  |
|     | 医療保険関係者          | 167   | 59.9  | 28.1       | 6.0       | 2.4        | 0.6  | 3.0  |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 51.0  | 34.2       | 9.4       | 1.5        | 0.5  | 3.5  |
|     | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 45.3  | 35.8       | 15.1      | 1.9        | 1.9  | 0.0  |
|     | 高齢者団体            | 56    | 51.8  | 28.6       | 10.7      | 1.8        | 0.0  | 7.1  |
|     | 障害者団体*           | 34    | 32.4  | 29.4       | 11.8      | 2.9        | 8.8  | 14.7 |
|     | 若年（青年）団体*        | 6     | 50.0  | 33.3       | 16.7      | 0.0        | 0.0  | 0.0  |
|     | その他              | 117   | 51.3  | 27.4       | 11.1      | 5.1        | 1.7  | 3.4  |
|     | 無回答              | 20    | 50.0  | 10.0       | 15.0      | 10.0       | 5.0  | 10.0 |

■ 3つ目の「介護保険料がこれ以上高くないよう、給付を削減すべきである。」という意見に対しては、15.8%（「大いに賛成」2.5%、「どちらかといえば賛成」13.3%の合計）は賛成としている一方、44.1%（「全く反対」13.7%、「どちらかといえば反対」30.4%の合計）は反対としており、賛成派の3倍弱に達している。

#### 〔設問と結果〕

(3) 介護保険料がこれ以上高くないよう、給付を削減すべきである。

問2 介護保険制度の給付と負担の関係  
(3)介護保険料がこれ以上高くないよう、給付を削減すべき(全体)



(性・年齢・職業)

|     |                  | 合 計   | 大いに賛成 | どちらかといえば賛成 | どちらともいえない | どちらかといえば反対 | 全く反対 | 無回答  |
|-----|------------------|-------|-------|------------|-----------|------------|------|------|
| 全 体 |                  | 1,411 | 2.5   | 13.3       | 35.4      | 30.4       | 13.7 | 4.7  |
| 性 別 | 男                | 1,076 | 2.5   | 12.8       | 35.2      | 30.9       | 14.3 | 4.3  |
|     | 女                | 285   | 2.5   | 14.7       | 35.4      | 28.8       | 12.6 | 6.0  |
|     | 無回答              | 50    | 2.0   | 14.0       | 40.0      | 30.0       | 8.0  | 6.0  |
| 年 齢 | 20 歳代*           | 14    | 0.0   | 7.1        | 57.1      | 21.4       | 14.3 | 0.0  |
|     | 30 歳代            | 204   | 2.0   | 13.2       | 40.2      | 30.9       | 13.2 | 0.5  |
|     | 40 歳代            | 265   | 3.4   | 9.1        | 39.2      | 29.1       | 17.4 | 1.9  |
|     | 50 歳代            | 501   | 1.4   | 14.4       | 35.3      | 30.9       | 14.2 | 3.8  |
|     | 60 歳～64 歳        | 166   | 1.8   | 13.9       | 31.3      | 28.3       | 13.9 | 10.8 |
|     | 65 歳～69 歳        | 109   | 4.6   | 14.7       | 31.2      | 27.5       | 12.8 | 9.2  |
|     | 70 歳～74 歳        | 68    | 2.9   | 14.7       | 23.5      | 41.2       | 10.3 | 7.4  |
|     | 75 歳以上*          | 37    | 8.1   | 18.9       | 21.6      | 32.4       | 5.4  | 13.5 |
|     | 無回答              | 47    | 4.3   | 14.9       | 40.4      | 29.8       | 4.3  | 6.4  |
| 職 業 | 研究・教育            | 190   | 2.1   | 8.4        | 22.6      | 35.8       | 25.3 | 5.8  |
|     | 報道・評論*           | 34    | 2.9   | 5.9        | 14.7      | 38.2       | 23.5 | 14.7 |
|     | 都道府県関係者*         | 20    | 0.0   | 0.0        | 65.0      | 35.0       | 0.0  | 0.0  |
|     | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 2.8   | 19.0       | 43.3      | 27.5       | 5.9  | 1.4  |
|     | 企業・経済団体          | 107   | 4.7   | 10.3       | 39.3      | 35.5       | 7.5  | 2.8  |
|     | 労働団体             | 79    | 1.3   | 11.4       | 38.0      | 31.6       | 17.7 | 0.0  |
|     | 医療保険関係者          | 167   | 2.4   | 13.8       | 42.5      | 25.7       | 7.2  | 8.4  |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 1.0   | 12.9       | 32.7      | 29.2       | 20.3 | 4.0  |
|     | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 3.8   | 5.7        | 26.4      | 41.5       | 20.8 | 1.9  |
|     | 高齢者団体            | 56    | 1.8   | 14.3       | 30.4      | 28.6       | 12.5 | 12.5 |
|     | 障害者団体*           | 34    | 2.9   | 17.6       | 11.8      | 26.5       | 29.4 | 11.8 |
|     | 若年（青年）団体*        | 6     | 0.0   | 0.0        | 33.3      | 66.7       | 0.0  | 0.0  |
|     | その他              | 117   | 2.6   | 12.0       | 31.6      | 31.6       | 15.4 | 6.8  |
|     | 無回答              | 20    | 10.0  | 20.0       | 35.0      | 20.0       | 5.0  | 10.0 |

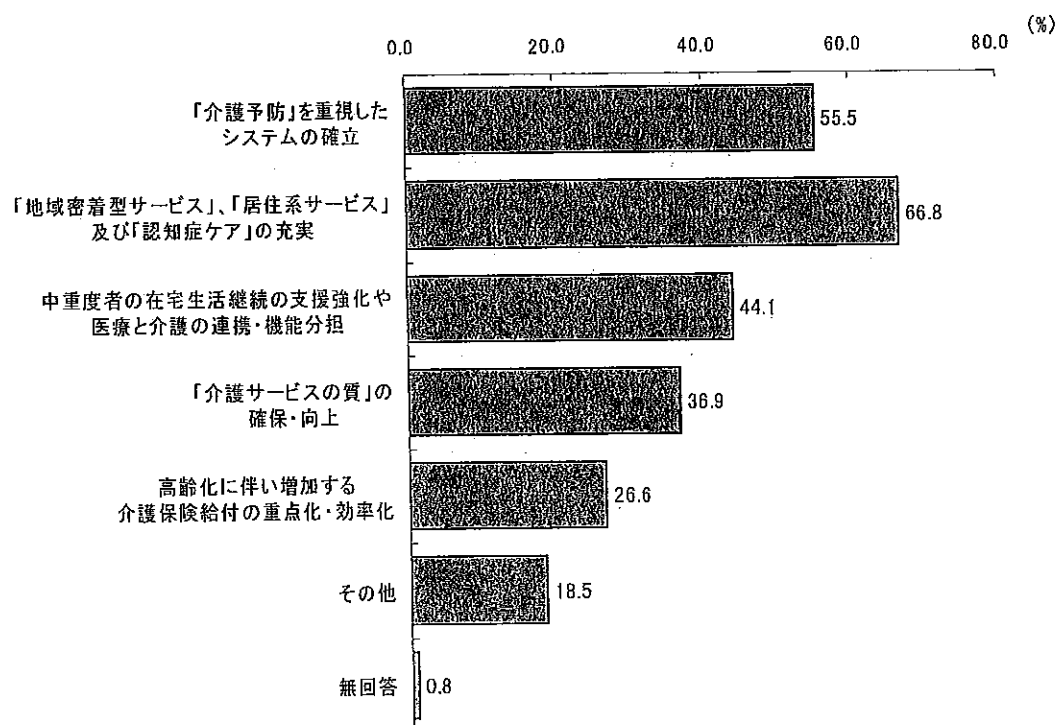
### 3. 介護保険制度において一層の取組みが必要なものについて

■ 介護保険制度の給付において一層の取組みが必要と思われるものについて、複数回答で聞いたところ、「地域密着型サービス」、「居住系サービス」及び「認知症ケア」の充実」が66.8%で最も多くみられた。これについて、「介護予防」を重視したシステムの確立」が55.5%、以下、「中重度者の在宅生活継続の支援強化や医療と介護の連携・機能分担」(44.1%)、「介護サービスの質」の確保・向上」(37.1%)、「高齢化に伴い増加する介護保険給付の重点化・効率化」(26.6%)の順となっている。

#### [設問と結果]

問3 今後の介護保険制度の給付について、一層の取組みが必要と思われるものは何ですか。  
1～5の中から一層の取組みが必要と思われるものを選び、番号に○をつけてください(複数回答可)。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

問3 介護保険制度の給付で一層の取組みが必要なもの《複数回答》  
(全体)



(性・年齢・職業)

|     |                  | 合 計   | 「介護予防」を重視したシステムの確立 | 「地域密着型サービス」「居住サービス」及び「認知症ケア」の充実 | 重度者の在宅生活の継続強化と連関の強化・機能分担 | 「介護サービス」の質の確保・向上 | 高齢化に伴い増加する介護給付の重点化・効率化 | その他  | 無回答 |
|-----|------------------|-------|--------------------|---------------------------------|--------------------------|------------------|------------------------|------|-----|
| 全 体 |                  | 1,411 | 55.5               | 66.8                            | 44.1                     | 36.9             | 26.6                   | 18.5 | 0.8 |
| 性 別 | 男                | 1,076 | 57.6               | 64.4                            | 43.5                     | 35.8             | 26.0                   | 17.6 | 0.9 |
|     | 女                | 285   | 46.0               | 74.7                            | 44.6                     | 40.0             | 26.3                   | 22.1 | 0.4 |
|     | 無回答              | 50    | 64.0               | 74.0                            | 54.0                     | 42.0             | 42.0                   | 18.0 | 0.0 |
| 年 齢 | 20歳代*            | 14    | 64.3               | 57.1                            | 28.6                     | 35.7             | 14.3                   | 28.6 | 0.0 |
|     | 30歳代             | 204   | 53.9               | 56.4                            | 41.7                     | 35.3             | 28.9                   | 12.7 | 1.0 |
|     | 40歳代             | 265   | 50.9               | 68.7                            | 45.3                     | 35.1             | 25.3                   | 16.6 | 0.4 |
|     | 50歳代             | 501   | 56.1               | 70.9                            | 43.5                     | 38.5             | 26.1                   | 17.8 | 0.6 |
|     | 60歳～64歳          | 166   | 53.6               | 65.1                            | 39.2                     | 33.7             | 22.3                   | 19.9 | 0.0 |
|     | 65歳～69歳          | 109   | 56.9               | 66.1                            | 48.6                     | 36.7             | 22.9                   | 19.3 | 0.9 |
|     | 70歳～74歳          | 68    | 58.8               | 58.8                            | 50.0                     | 38.2             | 36.8                   | 33.8 | 1.5 |
|     | 75歳以上*           | 37    | 67.6               | 73.0                            | 48.6                     | 43.2             | 29.7                   | 32.4 | 8.1 |
|     | 無回答              | 47    | 68.1               | 76.6                            | 53.2                     | 40.4             | 40.4                   | 19.1 | 0.0 |
| 職 業 | 研究・教育            | 190   | 54.2               | 69.5                            | 45.3                     | 53.7             | 22.1                   | 28.9 | 1.1 |
|     | 報道・評論*           | 34    | 61.8               | 79.4                            | 47.1                     | 47.1             | 23.5                   | 8.8  | 0.0 |
|     | 都道府県関係者*         | 20    | 75.0               | 85.0                            | 65.0                     | 45.0             | 40.0                   | 35.0 | 0.0 |
|     | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 62.6               | 57.8                            | 47.9                     | 26.1             | 32.9                   | 11.3 | 0.3 |
|     | 企業・経済団体          | 107   | 49.5               | 69.2                            | 35.5                     | 39.3             | 31.8                   | 15.0 | 1.9 |
|     | 労働団体             | 79    | 58.2               | 58.2                            | 36.7                     | 35.4             | 25.3                   | 12.7 | 2.5 |
|     | 医療保険関係者          | 167   | 59.3               | 68.3                            | 35.3                     | 34.1             | 19.8                   | 10.8 | 1.2 |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 42.1               | 73.8                            | 53.5                     | 33.2             | 28.2                   | 26.2 | 0.5 |
|     | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 39.6               | 60.4                            | 43.4                     | 35.8             | 22.6                   | 17.0 | 1.9 |
|     | 高齢者団体            | 56    | 71.4               | 62.5                            | 35.7                     | 44.6             | 17.9                   | 32.1 | 0.0 |
|     | 障害者団体*           | 34    | 47.1               | 70.6                            | 50.0                     | 50.0             | 23.5                   | 17.6 | 0.0 |
|     | 若年（青年）団体*        | 6     | 66.7               | 66.7                            | 16.7                     | 0.0              | 0.0                    | 0.0  | 0.0 |
|     | その他              | 117   | 53.0               | 70.1                            | 41.0                     | 47.0             | 23.9                   | 27.4 | 1.7 |
|     | 無回答              | 20    | 60.0               | 80.0                            | 50.0                     | 40.0             | 30.0                   | 15.0 | 0.0 |

#### 4. 介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

##### (1) 被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方について

■ 被保険者・受給者の範囲の将来的な在り方について、範囲を「拡大すべき」とする回答有識者が31.9%（「拡大すべき」16.9%、「どちらかといえば拡大すべき」15.0%の合計）、「将来的に拡大する方向も考えられるが、現在は慎重であるべき」が42.2%（「現在は慎重であるべき」19.7%、「どちらかといえば現在は慎重であるべき」22.5%の合計）、「拡大すべきではない」が18.4%（「拡大すべきでない」11.8%、「どちらかといえば拡大すべきでない」8.6%の合計）と意見が分かれた。

##### 〔設問と結果〕

問4 現行の介護保険制度は、40歳未満の者は対象外、40歳から64歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、実質的には「高齢者の介護保険」であると言えます。一方、こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、理由や年齢の如何に関わらず介護を必要としている人すべてにサービスの給付を行い、制度の普遍化の方向性を目指すべきとの意見もあります。

あなたは、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方についてどう考えますか。

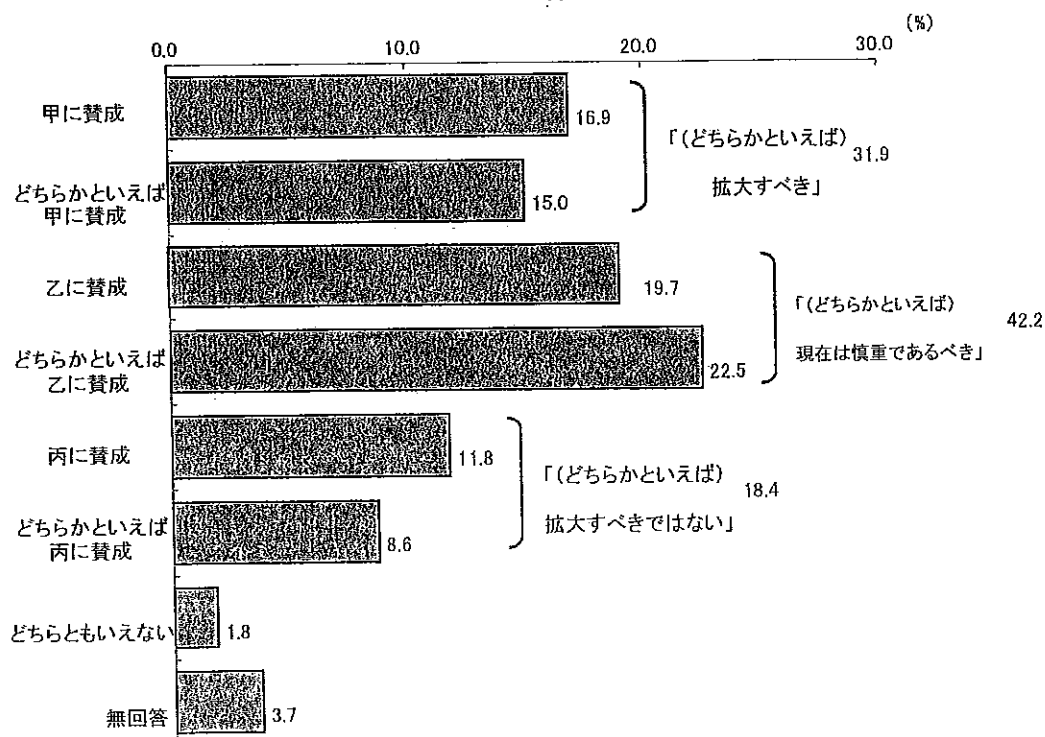
次の三つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 現行の被保険者・受給者の範囲を拡大して、要介護の理由や年齢の如何に関わらず給付を行う制度を目指すべきである。

乙 将来的に被保険者・受給者の範囲を拡大する方向も考えられるが、現在は慎重であるべきである。

丙 実質的には「高齢者の介護保険」である現行の介護保険制度を維持し、被保険者・受給者の範囲を拡大すべきではない。

問4 被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方について  
(全体)



(性・年齢・職業)

|     |                  | 合 計   | 甲に賛成 | どちらかといえば甲に賛成 | 乙に賛成 | どちらかといえば乙に賛成 | 丙に賛成 | どちらかといえば丙に賛成 | どちらともいえない | 無回答 |
|-----|------------------|-------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|-----------|-----|
| 全 体 |                  | 1,411 | 16.9 | 15.0         | 19.7 | 22.5         | 11.8 | 8.6          | 1.8       | 3.7 |
| 性 別 | 男                | 1,076 | 16.4 | 15.5         | 20.0 | 21.7         | 11.9 | 9.6          | 1.5       | 3.3 |
|     | 女                | 285   | 19.6 | 15.4         | 17.9 | 23.2         | 11.2 | 6.0          | 1.8       | 4.9 |
|     | 無回答              | 50    | 12.0 | 2.0          | 24.0 | 34.0         | 12.0 | 4.0          | 8.0       | 4.0 |
| 年 齢 | 20歳代*            | 14    | 0.0  | 35.7         | 14.3 | 21.4         | 21.4 | 0.0          | 0.0       | 7.1 |
|     | 30歳代             | 204   | 12.7 | 18.6         | 16.7 | 30.4         | 8.8  | 9.3          | 2.0       | 1.5 |
|     | 40歳代             | 265   | 20.0 | 18.5         | 22.3 | 20.0         | 7.9  | 6.8          | 2.3       | 2.3 |
|     | 50歳代             | 501   | 18.2 | 15.8         | 18.2 | 23.2         | 9.4  | 9.4          | 1.2       | 4.8 |
|     | 60歳～64歳          | 166   | 16.3 | 11.4         | 20.5 | 16.9         | 17.5 | 10.8         | 0.6       | 6.0 |
|     | 65歳～69歳          | 109   | 20.2 | 9.2          | 21.1 | 18.3         | 20.2 | 6.4          | 1.8       | 2.8 |
|     | 70歳～74歳          | 68    | 14.7 | 11.8         | 13.2 | 19.1         | 22.1 | 13.2         | 1.5       | 4.4 |
|     | 75歳以上*           | 37    | 16.2 | 8.1          | 32.4 | 18.9         | 13.5 | 2.7          | 2.7       | 5.4 |
|     | 無回答              | 47    | 8.5  | 2.1          | 29.8 | 31.9         | 12.8 | 6.4          | 8.5       | 0.0 |
| 職 業 | 研究・教育            | 190   | 27.9 | 15.8         | 9.5  | 18.4         | 13.2 | 9.5          | 2.1       | 3.7 |
|     | 報道・評論*           | 34    | 26.5 | 20.6         | 8.8  | 20.6         | 8.8  | 8.8          | 2.9       | 2.9 |
|     | 都道府県関係者*         | 20    | 10.0 | 35.0         | 20.0 | 15.0         | 5.0  | 5.0          | 10.0      | 0.0 |
|     | 市町村関係者(保険者)      | 353   | 7.9  | 9.3          | 27.8 | 29.5         | 11.3 | 10.5         | 0.8       | 2.8 |
|     | 企業・経済団体          | 107   | 14.0 | 18.7         | 15.0 | 26.2         | 14.0 | 5.6          | 2.8       | 3.7 |
|     | 労働団体             | 79    | 21.5 | 22.8         | 19.0 | 17.7         | 6.3  | 6.3          | 3.8       | 2.5 |
|     | 医療保険関係者          | 167   | 13.2 | 21.0         | 21.0 | 21.0         | 7.8  | 12.0         | 0.6       | 3.6 |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 20.8 | 16.8         | 22.3 | 18.3         | 8.9  | 7.9          | 1.5       | 3.5 |
|     | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 26.4 | 17.0         | 18.9 | 13.2         | 15.1 | 7.5          | 0.0       | 1.9 |
|     | 高齢者団体            | 56    | 16.1 | 5.4          | 21.4 | 19.6         | 17.9 | 10.7         | 3.6       | 5.4 |
|     | 障害者団体*           | 34    | 11.8 | 11.8         | 26.5 | 17.6         | 14.7 | 5.9          | 2.9       | 8.8 |
|     | 若年(青年)団体*        | 6     | 16.7 | 0.0          | 33.3 | 50.0         | 0.0  | 0.0          | 0.0       | 0.0 |
|     | その他              | 117   | 23.9 | 12.0         | 12.8 | 20.5         | 19.7 | 2.6          | 0.9       | 7.7 |
|     | 無回答              | 20    | 10.0 | 0.0          | 20.0 | 35.0         | 20.0 | 10.0         | 5.0       | 0.0 |

## (2) 被保険者・受給者の範囲を拡大すべきとする理由

■ 将来的に、被保険者・受給者の範囲を「拡大すべき」と回答した有識者についてその理由をたずねたところ、最も多かったのは「介護ニーズの普遍性」を考えれば、年齢で区分する合理性・必然性は見出し難く、すべての人を対象とした「普遍的な制度」を目指すべき」

(80.9%) で、回答者の8割に達した。ついで、「制度の支え手を拡大し、介護保険制度の財政的な安定性を向上させるべき」(41.5%) と「高齢者・障害者ケアともに「地域ケア」を目指しており、両者のサービスには共通する部分があることから、年齢や障害種別を超えたサービスを提供できるようにする」(41.2%) がともに4割強で続いている。

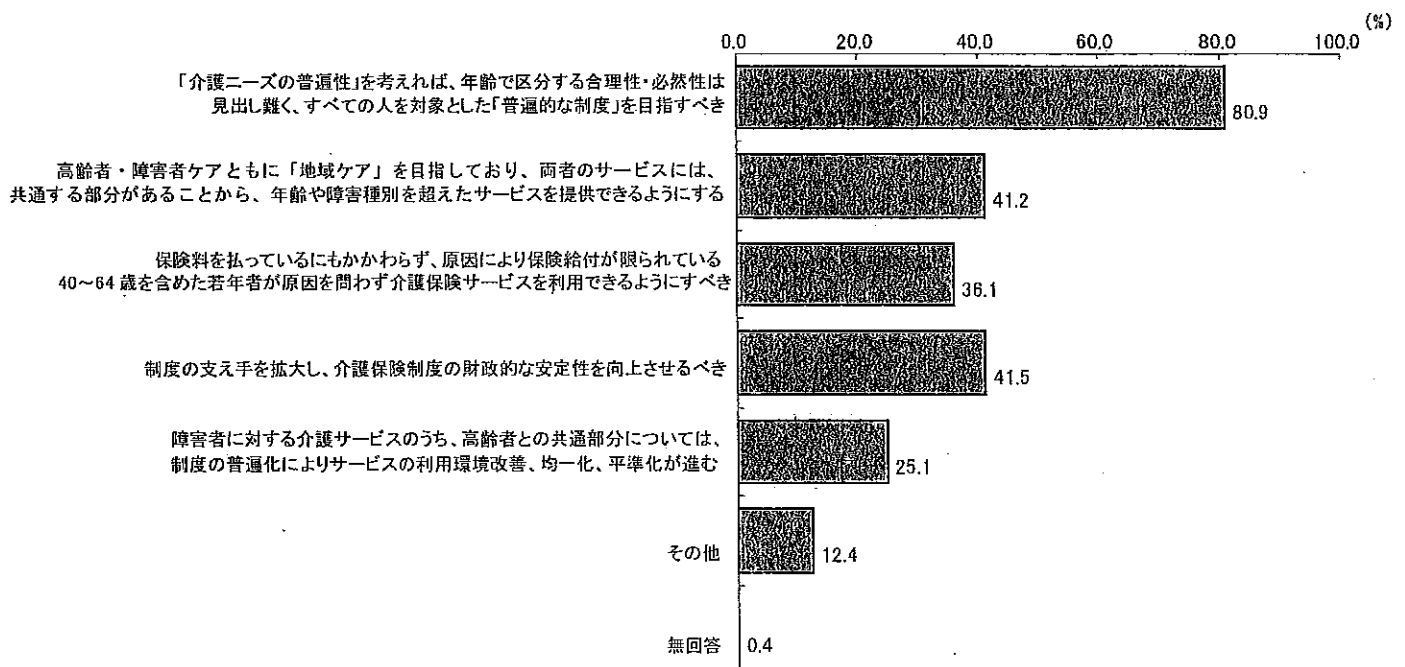
### 〔設問と結果〕

問5 問4で「1 甲に賛成」「2 どちらかといえば甲に賛成」と回答された方にお伺いします。被保険者・受給者を拡大すべきとする理由は何ですか。

1～5の中から選び、番号に○をつけてください(複数回答可)。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

### 問5 被保険者・受給者を拡大すべきとする理由《複数回答》

(全体)





(性・年齢・職業)

|     |                  | 合 計 | 「介護ニーズの普遍性」を考えると、年齢で区分する合理性・必然性は見出しにくく、すべての人を対象とした「普遍的な制度」を目指すべき | 高齢者・障害者ケアとともに「地域ケア」を目指しており、両者のサービスには共通する部分があることから、年齢や障害種別を超えたサービスを提供できるようにする | 保険料を払っているにもかかわらず、原因により保険給付が限られている 40～64 歳を含めた若年者が原因を問わず介護保険サービスを利用できるようにすべき | 制度の支え手として、介護保険制度の財政的な安定性を向上させるべき | 障害者に対する介護サービスのうち、高齢者との共通部分については、制度の普遍化によりサービスの利用環境改善、均一化、平準化が進む | その他  | 無回答 |
|-----|------------------|-----|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------|-----|
| 全 体 |                  | 451 | 80.9                                                             | 41.2                                                                         | 36.1                                                                        | 41.5                             | 25.1                                                            | 12.4 | 0.4 |
| 性 別 | 男                | 344 | 80.5                                                             | 39.0                                                                         | 35.5                                                                        | 43.9                             | 20.6                                                            | 12.8 | 0.6 |
|     | 女                | 100 | 81.0                                                             | 50.0                                                                         | 39.0                                                                        | 34.0                             | 39.0                                                            | 11.0 | 0.0 |
|     | 無回答              | 7   | 100.0                                                            | 28.6                                                                         | 28.6                                                                        | 28.6                             | 42.9                                                            | 14.3 | 0.0 |
| 年 齢 | 20 歳代*           | 5   | 60.0                                                             | 40.0                                                                         | 60.0                                                                        | 60.0                             | 0.0                                                             | 20.0 | 0.0 |
|     | 30 歳代            | 64  | 76.6                                                             | 39.1                                                                         | 25.0                                                                        | 42.2                             | 23.4                                                            | 15.6 | 0.0 |
|     | 40 歳代            | 102 | 81.4                                                             | 39.2                                                                         | 41.2                                                                        | 36.3                             | 24.5                                                            | 12.7 | 1.0 |
|     | 50 歳代            | 170 | 81.8                                                             | 42.9                                                                         | 37.1                                                                        | 45.3                             | 23.5                                                            | 10.6 | 0.6 |
|     | 60 歳～64 歳*       | 46  | 80.4                                                             | 47.8                                                                         | 41.3                                                                        | 37.0                             | 30.4                                                            | 4.3  | 0.0 |
|     | 65 歳～69 歳*       | 32  | 81.3                                                             | 31.3                                                                         | 31.3                                                                        | 28.1                             | 28.1                                                            | 9.4  | 0.0 |
|     | 70 歳～74 歳*       | 18  | 83.3                                                             | 38.9                                                                         | 22.2                                                                        | 55.6                             | 27.8                                                            | 27.8 | 0.0 |
|     | 75 歳以上*          | 9   | 88.9                                                             | 55.6                                                                         | 44.4                                                                        | 55.6                             | 33.3                                                            | 33.3 | 0.0 |
| 無回答 |                  | 5   | 100.0                                                            | 40.0                                                                         | 40.0                                                                        | 40.0                             | 40.0                                                            | 20.0 | 0.0 |
| 職 業 | 研究・教育            | 83  | 81.9                                                             | 37.3                                                                         | 37.3                                                                        | 44.6                             | 31.3                                                            | 18.1 | 0.0 |
|     | 報道・評論*           | 16  | 87.5                                                             | 50.0                                                                         | 37.5                                                                        | 56.3                             | 25.0                                                            | 6.3  | 0.0 |
|     | 都道府県関係者*         | 9   | 77.8                                                             | 66.7                                                                         | 22.2                                                                        | 66.7                             | 55.6                                                            | 11.1 | 0.0 |
|     | 市町村関係者<br>(保険者)  | 61  | 86.9                                                             | 41.0                                                                         | 37.7                                                                        | 39.3                             | 26.2                                                            | 8.2  | 0.0 |
|     | 企業・経済団体*         | 35  | 74.3                                                             | 31.4                                                                         | 25.7                                                                        | 40.0                             | 17.1                                                            | 8.6  | 0.0 |
|     | 労働団体*            | 35  | 85.7                                                             | 31.4                                                                         | 28.6                                                                        | 42.9                             | 14.3                                                            | 14.3 | 2.9 |
|     | 医療保険関係者          | 57  | 68.4                                                             | 26.3                                                                         | 36.8                                                                        | 45.6                             | 10.5                                                            | 8.8  | 1.8 |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 76  | 82.9                                                             | 59.2                                                                         | 43.4                                                                        | 39.5                             | 31.6                                                            | 14.5 | 0.0 |
|     | 障害者サービス団体、事業者*   | 23  | 78.3                                                             | 60.9                                                                         | 26.1                                                                        | 39.1                             | 39.1                                                            | 21.7 | 0.0 |
|     | 高齢者団体*           | 12  | 91.7                                                             | 50.0                                                                         | 50.0                                                                        | 41.7                             | 33.3                                                            | 8.3  | 0.0 |
|     | 障害者団体*           | 8   | 87.5                                                             | 25.0                                                                         | 50.0                                                                        | 12.5                             | 25.0                                                            | 0.0  | 0.0 |
|     | 若年（青年）団体*        | 1   | 100.0                                                            | 0.0                                                                          | 0.0                                                                         | 0.0                              | 0.0                                                             | 0.0  | 0.0 |
|     | その他*             | 42  | 83.3                                                             | 40.5                                                                         | 26.2                                                                        | 33.3                             | 26.2                                                            | 16.7 | 0.0 |
| 無回答 |                  | 2   | 100.0                                                            | 50.0                                                                         | 100.0                                                                       | 50.0                             | 50.0                                                            | 50.0 | 0.0 |

### (3) 被保険者・受給者の範囲の見直しに関して、現在は慎重であるべきとする理由

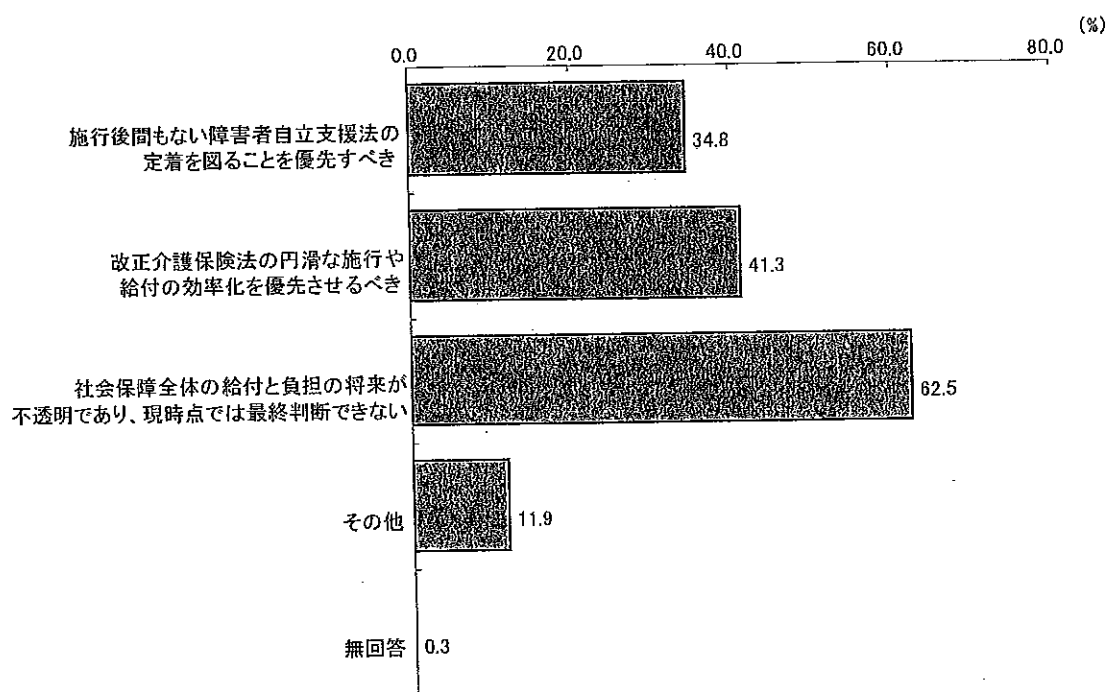
■ 次に、被保険者・受給者の範囲を「将来的に拡大する方向も考えられるが、現在は慎重であるべき」と回答した有識者の理由としては、「社会保障全体の給付と負担が将来不透明であり、現時点では最終判断できない」が62.5%で最も多い。

また、「改正介護保険法の円滑な施行や給付の効率化を優先させるべき」は41.3%、「施行後間もない障害者自立支援法の定着を図ることを優先すべき」は34.8%となっている。

#### [設問と結果]

問6 問4で「3 乙に賛成」「4 どちらかといえば乙に賛成」と回答された方におうかがいします。  
被保険者・受給者の範囲見直しについて、現在は慎重であるべきであるとする理由は何ですか。  
1～3の中から選び、番号に○をつけてください(複数回答可)。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

#### 問6 被保険者・受給者の範囲見直しは慎重であるべきとする理由《複数回答》 (全体)



(性・年齢・職業)

|     |                  | 合 計 | 施行後間もない障害者自立支援法の定着を図ることを優先すべき | 改正介護保険法の円滑な施行や給付の効率化を優先させるべき | 社会保障全体の給付と負担の将来が不透明であり、現時点では最終判断できない | その他  | 無回答 |
|-----|------------------|-----|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------|-----|
| 全 体 |                  | 595 | 34.8                          | 41.3                         | 62.5                                 | 11.9 | 0.3 |
| 性 別 | 男                | 449 | 34.5                          | 41.6                         | 62.1                                 | 11.4 | 0.4 |
|     | 女                | 117 | 32.5                          | 36.8                         | 66.7                                 | 14.5 | 0.0 |
|     | 無回答              | 29  | 48.3                          | 55.2                         | 51.7                                 | 10.3 | 0.0 |
| 年 齢 | 20 歳代*           | 5   | 40.0                          | 80.0                         | 40.0                                 | 0.0  | 0.0 |
|     | 30 歳代            | 96  | 33.3                          | 36.5                         | 63.5                                 | 11.5 | 1.0 |
|     | 40 歳代            | 112 | 42.9                          | 38.4                         | 61.6                                 | 10.7 | 0.9 |
|     | 50 歳代            | 207 | 31.9                          | 42.5                         | 61.4                                 | 12.6 | 0.0 |
|     | 60 歳～64 歳        | 62  | 35.5                          | 43.5                         | 62.9                                 | 9.7  | 0.0 |
|     | 65 歳～69 歳*       | 43  | 27.9                          | 39.5                         | 62.8                                 | 14.0 | 0.0 |
|     | 70 歳～74 歳*       | 22  | 36.4                          | 40.9                         | 63.6                                 | 18.2 | 0.0 |
|     | 75 歳以上*          | 19  | 21.1                          | 36.8                         | 89.5                                 | 15.8 | 0.0 |
|     | 無回答              | 29  | 44.8                          | 55.2                         | 55.2                                 | 10.3 | 0.0 |
| 職 業 | 研究・教育            | 53  | 32.1                          | 34.0                         | 62.3                                 | 24.5 | 0.0 |
|     | 報道・評論*           | 10  | 0.0                           | 40.0                         | 60.0                                 | 0.0  | 0.0 |
|     | 都道府県関係者*         | 7   | 57.1                          | 100.0                        | 14.3                                 | 14.3 | 0.0 |
|     | 市町村関係者（保険者）      | 202 | 54.0                          | 47.5                         | 56.4                                 | 6.9  | 1.0 |
|     | 企業・経済団体*         | 44  | 13.6                          | 31.8                         | 68.2                                 | 13.6 | 0.0 |
|     | 労働団体*            | 29  | 6.9                           | 31.0                         | 86.2                                 | 10.3 | 0.0 |
|     | 医療保険関係者          | 70  | 21.4                          | 51.4                         | 61.4                                 | 7.1  | 0.0 |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 82  | 40.2                          | 41.5                         | 59.8                                 | 18.3 | 0.0 |
|     | 障害者サービス団体、事業者*   | 17  | 29.4                          | 23.5                         | 76.5                                 | 11.8 | 0.0 |
|     | 高齢者団体*           | 23  | 21.7                          | 34.8                         | 69.6                                 | 21.7 | 0.0 |
|     | 障害者団体*           | 15  | 33.3                          | 20.0                         | 66.7                                 | 26.7 | 0.0 |
|     | 若年（青年）団体*        | 5   | 40.0                          | 0.0                          | 60.0                                 | 0.0  | 0.0 |
|     | その他              | 39  | 17.9                          | 25.6                         | 71.8                                 | 17.9 | 0.0 |
|     | 無回答              | 11  | 18.2                          | 54.5                         | 63.6                                 | 9.1  | 0.0 |

#### (4) 被保険者・受給者の範囲を拡大すべきでないとする理由

■ 最後に、将来的に、被保険者・受給者の範囲を「拡大すべきでない」と回答した有識者の理由をみると、「若年者が要介護状態になる確率は低く、これまでどおり税を財源として行われるべき」(69.4%)が最も多い。これに、「家族の介護負担の軽減効果があるのは中高年層であり、若年者に保険料負担を求めることについて納得が得られない」(42.4%)、「若年者の介護保険料は、医療保険の上乗せ徴収であるため、国民健康保険等において未納や滞納が増えるおそれがある」(35.1%)の順となっている。

また、「介護保険制度によるサービス提供では、障害者に対するサービス提供の質が従来よりも低下するおそれがある」は25.0%となっている。

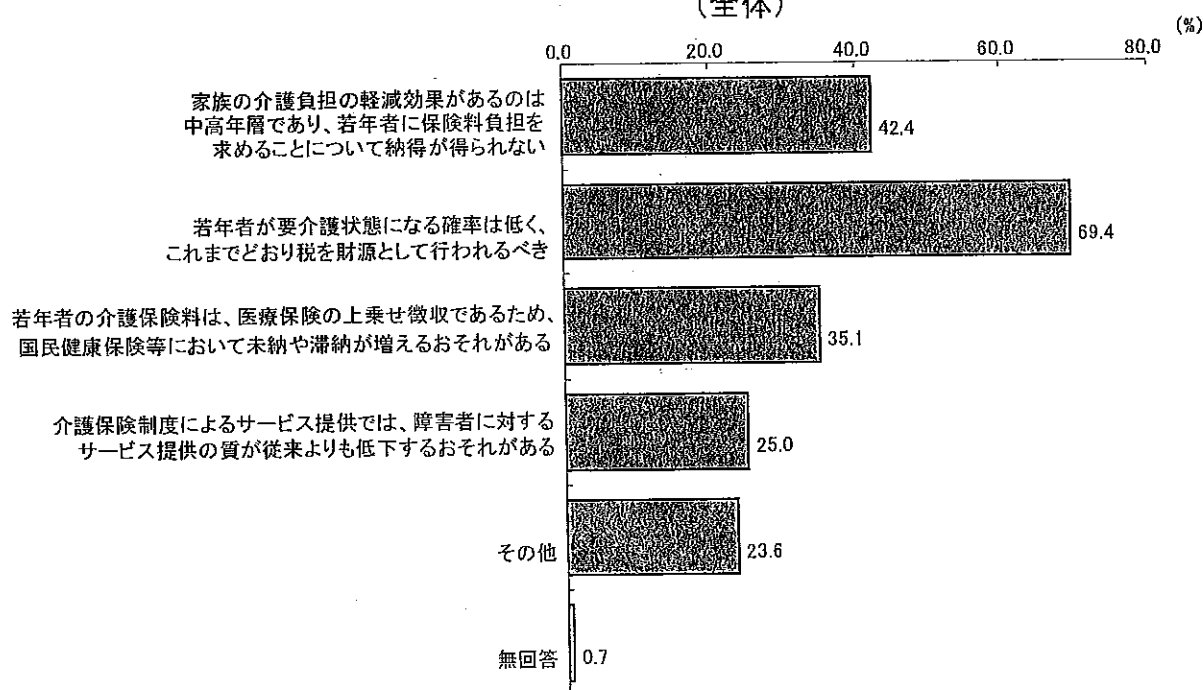
#### 〔設問と結果〕

問7 問4で「5 丙に賛成」「6 どちらかといえば丙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者を拡大すべきでないとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください(複数回答可)。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

#### 問7 被保険者・受給者を拡大すべきでないとする理由《複数回答》

(全体)



(性・年齢・職業)

|     |                   | 合 計 | 家族の介護負担の軽減効果があるのは中高年層であり、若年者に保険料負担を求めることについて納得が得られない | 若年者が要介護状態になる確率は低く、これまでどおり税を財源として行われるべき | 若年者の介護保険料は、医療保険の上乗せ徴収であるため、国民健康保険等において未納や滞納が増えるおそれがある | 介護保険制度によるサービス提供では、障害者に対するサービス提供の質が従来よりも低下するおそれがある | その他  | 無回答  |
|-----|-------------------|-----|------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------|------|
| 全 体 |                   | 288 | 42.4                                                 | 69.4                                   | 35.1                                                  | 25.0                                              | 23.6 | 0.7  |
| 性 別 | 男                 | 231 | 42.9                                                 | 69.7                                   | 30.7                                                  | 21.2                                              | 22.9 | 0.9  |
|     | 女*                | 49  | 36.7                                                 | 69.4                                   | 55.1                                                  | 40.8                                              | 30.6 | 0.0  |
|     | 無回答               | 8   | 62.5                                                 | 62.5                                   | 37.5                                                  | 37.5                                              | 0.0  | 0.0  |
| 年 齢 | 20 歳代*            | 3   | 100.0                                                | 33.3                                   | 66.7                                                  | 33.3                                              | 0.0  | 0.0  |
|     | 30 歳代*            | 37  | 29.7                                                 | 73.0                                   | 21.6                                                  | 27.0                                              | 21.6 | 0.0  |
|     | 40 歳代*            | 39  | 33.3                                                 | 69.2                                   | 35.9                                                  | 12.8                                              | 20.5 | 2.6  |
|     | 50 歳代             | 94  | 40.4                                                 | 74.5                                   | 31.9                                                  | 34.0                                              | 21.3 | 0.0  |
|     | 60 歳～64 歳*        | 47  | 48.9                                                 | 57.4                                   | 38.3                                                  | 17.0                                              | 27.7 | 0.0  |
|     | 65 歳～69 歳*        | 29  | 48.3                                                 | 75.9                                   | 44.8                                                  | 27.6                                              | 31.0 | 0.0  |
|     | 70 歳～74 歳*        | 24  | 45.8                                                 | 70.8                                   | 41.7                                                  | 20.8                                              | 33.3 | 0.0  |
|     | 75 歳以上*           | 6   | 66.7                                                 | 33.3                                   | 33.3                                                  | 0.0                                               | 16.7 | 16.7 |
|     | 無回答               | 9   | 55.6                                                 | 77.8                                   | 44.4                                                  | 33.3                                              | 11.1 | 0.0  |
| 職 業 | 研究・教育*            | 43  | 41.9                                                 | 69.8                                   | 37.2                                                  | 30.2                                              | 37.2 | 0.0  |
|     | 報道・評論*            | 6   | 50.0                                                 | 66.7                                   | 50.0                                                  | 33.3                                              | 0.0  | 0.0  |
|     | 都道府県関係者*          | 2   | 100.0                                                | 100.0                                  | 50.0                                                  | 50.0                                              | 50.0 | 0.0  |
|     | 市町村関係者（保険者）       | 77  | 50.6                                                 | 70.1                                   | 37.7                                                  | 22.1                                              | 13.0 | 1.3  |
|     | 企業・経済団体*          | 21  | 38.1                                                 | 76.2                                   | 38.1                                                  | 19.0                                              | 19.0 | 0.0  |
|     | 労働団体*             | 10  | 30.0                                                 | 80.0                                   | 40.0                                                  | 10.0                                              | 30.0 | 0.0  |
|     | 医療保険関係者*          | 33  | 48.5                                                 | 72.7                                   | 15.2                                                  | 12.1                                              | 9.1  | 3.0  |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者* | 34  | 41.2                                                 | 64.7                                   | 35.3                                                  | 29.4                                              | 44.1 | 0.0  |
|     | 障害者サービス団体、事業者*    | 12  | 8.3                                                  | 33.3                                   | 41.7                                                  | 83.3                                              | 50.0 | 0.0  |
|     | 高齢者団体*            | 16  | 43.8                                                 | 75.0                                   | 37.5                                                  | 25.0                                              | 31.3 | 0.0  |
|     | 障害者団体*            | 7   | 0.0                                                  | 42.9                                   | 0.0                                                   | 71.4                                              | 42.9 | 0.0  |
|     | 若年（青年）団体*         | 0   | 0.0                                                  | 0.0                                    | 0.0                                                   | 0.0                                               | 0.0  | 0.0  |
|     | その他*              | 26  | 42.3                                                 | 73.1                                   | 50.0                                                  | 11.5                                              | 19.2 | 0.0  |
|     | 無回答               | 6   | 50.0                                                 | 66.7                                   | 16.7                                                  | 0.0                                               | 0.0  | 0.0  |

## 5. 被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

### (1) 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係

■ 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係について、「被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は原則として一致すべきである」とする意見が 54.9%（「原則として一致すべき」30.2%、「どちらかといえば一致すべき」24.7%の合計）と半数を上回った。

一方、「被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は必ずしも一致しなくともよい」とする意見は 34.8%（「必ずしも一致しなくともよい」13.0%、「どちらかといえば一致しなくともよい」21.8%の合計）であった。

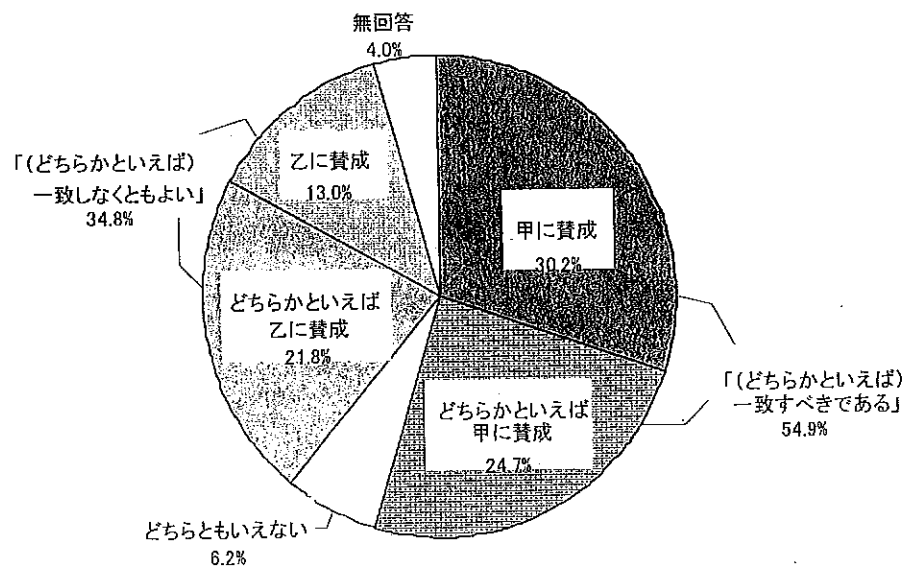
#### [設問と結果]

問8 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は原則として一致すべきである。  
乙 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は必ずしも一致しなくともよい。

問8 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲  
（全体）



(性・年齢・職業)

|        |                  | 合 計   | 甲に賛成 | どちらか<br>といえば<br>甲に賛成 | どちら<br>ともいえ<br>ない | どちらか<br>といえば<br>乙に賛成 | 乙に賛成 | 無回答  |
|--------|------------------|-------|------|----------------------|-------------------|----------------------|------|------|
| 全 体    |                  | 1,411 | 30.2 | 24.7                 | 6.2               | 21.8                 | 13.0 | 4.0  |
| 性<br>別 | 男                | 1,076 | 31.1 | 24.8                 | 5.1               | 21.1                 | 14.1 | 3.7  |
|        | 女                | 285   | 26.3 | 23.5                 | 9.8               | 24.9                 | 9.5  | 6.0  |
|        | 無回答              | 50    | 32.0 | 28.0                 | 10.0              | 20.0                 | 10.0 | 0.0  |
| 年<br>齢 | 20 歳代*           | 14    | 42.9 | 21.4                 | 0.0               | 28.6                 | 7.1  | 0.0  |
|        | 30 歳代            | 204   | 22.1 | 28.9                 | 9.3               | 21.6                 | 15.2 | 2.9  |
|        | 40 歳代            | 265   | 32.8 | 24.9                 | 6.4               | 23.0                 | 10.6 | 2.3  |
|        | 50 歳代            | 501   | 29.3 | 23.8                 | 6.6               | 21.4                 | 13.4 | 5.6  |
|        | 60 歳～64 歳        | 166   | 30.7 | 19.9                 | 3.0               | 26.5                 | 15.1 | 4.8  |
|        | 65 歳～69 歳        | 109   | 35.8 | 22.9                 | 4.6               | 18.3                 | 15.6 | 2.8  |
|        | 70 歳～74 歳        | 68    | 30.9 | 26.5                 | 4.4               | 23.5                 | 10.3 | 4.4  |
|        | 75 歳以上*          | 37    | 35.1 | 32.4                 | 2.7               | 13.5                 | 10.8 | 5.4  |
|        | 無回答              | 47    | 36.2 | 27.7                 | 10.6              | 14.9                 | 8.5  | 2.1  |
| 職<br>業 | 研究・教育            | 190   | 37.4 | 20.0                 | 5.3               | 20.5                 | 13.2 | 3.7  |
|        | 報道・評論*           | 34    | 23.5 | 17.6                 | 0.0               | 29.4                 | 23.5 | 5.9  |
|        | 都道府県関係者*         | 20    | 25.0 | 20.0                 | 40.0              | 10.0                 | 5.0  | 0.0  |
|        | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 39.9 | 30.0                 | 6.2               | 15.3                 | 5.7  | 2.8  |
|        | 企業・経済団体          | 107   | 22.4 | 24.3                 | 6.5               | 30.8                 | 12.1 | 3.7  |
|        | 労働団体             | 79    | 25.3 | 26.6                 | 5.1               | 19.0                 | 22.8 | 1.3  |
|        | 医療保険関係者          | 167   | 24.6 | 25.1                 | 4.2               | 28.1                 | 13.8 | 4.2  |
|        | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 23.3 | 22.3                 | 5.9               | 27.2                 | 16.8 | 4.5  |
|        | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 22.6 | 18.9                 | 7.5               | 28.3                 | 18.9 | 3.8  |
|        | 高齢者団体            | 56    | 32.1 | 26.8                 | 1.8               | 14.3                 | 14.3 | 10.7 |
|        | 障害者団体*           | 34    | 17.6 | 26.5                 | 14.7              | 8.8                  | 23.5 | 8.8  |
|        | 若年（青年）団体*        | 6     | 66.7 | 0.0                  | 0.0               | 16.7                 | 0.0  | 16.7 |
|        | その他              | 117   | 25.6 | 22.2                 | 6.8               | 23.1                 | 17.1 | 5.1  |
|        | 無回答              | 20    | 20.0 | 35.0                 | 5.0               | 25.0                 | 15.0 | 0.0  |

## (2) 受給対象者の年齢について

■ 被保険者・受給者を拡大した場合の介護保険制度の受給対象者の年齢について、「全年齢を対象とすべき」とする意見が 42.4%（「全年齢を対象とすべき」20.8%、「どちらかといえば全年齢を対象とすべき」21.6%の合計）、これに対して、「一定年齢によって区分すべき」とする意見が 47.1%（「一定年齢によって区分すべき」18.8%、「どちらかといえば一定年齢によって区分すべき」28.3%の合計）であった。

### 〔設問と結果〕

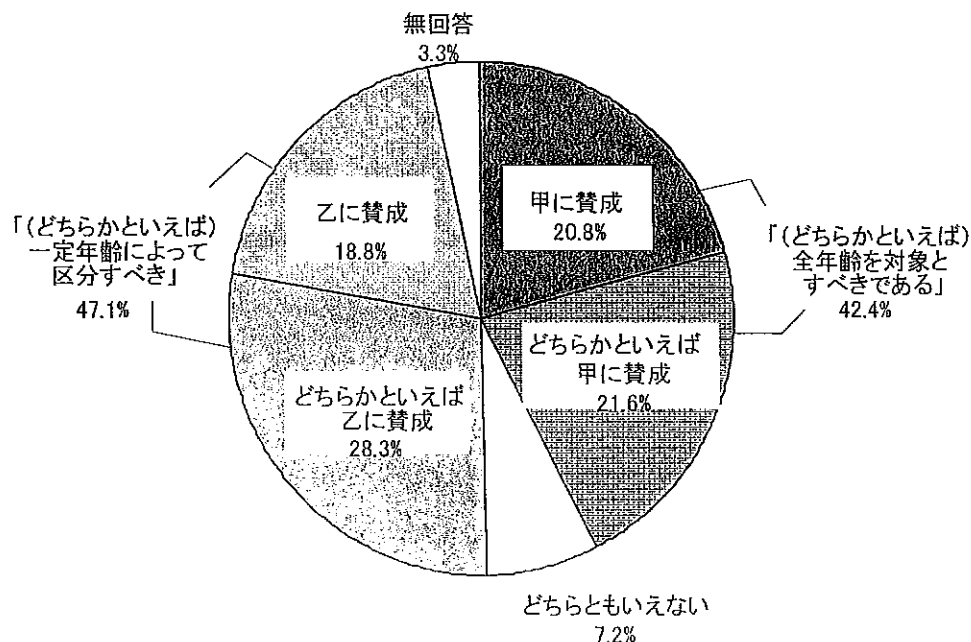
問9 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険制度の受給の対象となる者の年齢についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 「介護ニーズの普遍化」という観点を重視すれば、医療保険と同様に、受給者は全年齢を対象とすべきである。

乙 介護保険は現行制度のように高齢化に伴うリスクをカバーするものとすべきであり、全年齢を対象とするのではなく、一定年齢によって区分すべきである。

問9 範囲を拡大した場合の受給対象者の年齢  
(全体)





(性・年齢・職業)

|        |                  | 合 計   | 甲に賛成 | どちらか<br>といえば<br>甲に賛成 | どちらと<br>もいえな<br>い | どちらか<br>といえば<br>乙に賛成 | 乙に賛成 | 無回答  |
|--------|------------------|-------|------|----------------------|-------------------|----------------------|------|------|
| 全 体    |                  | 1,411 | 20.8 | 21.6                 | 7.2               | 28.3                 | 18.8 | 3.3  |
| 性<br>別 | 男                | 1,076 | 20.6 | 21.7                 | 5.7               | 28.8                 | 20.1 | 3.2  |
|        | 女                | 285   | 21.4 | 22.1                 | 11.2              | 26.7                 | 14.7 | 3.9  |
|        | 無回答              | 50    | 20.0 | 18.0                 | 18.0              | 26.0                 | 14.0 | 4.0  |
| 年<br>齢 | 20歳代*            | 14    | 28.6 | 21.4                 | 0.0               | 14.3                 | 35.7 | 0.0  |
|        | 30歳代             | 204   | 19.1 | 27.5                 | 10.8              | 28.4                 | 10.8 | 3.4  |
|        | 40歳代             | 265   | 23.8 | 23.4                 | 8.3               | 26.0                 | 17.0 | 1.5  |
|        | 50歳代             | 501   | 21.8 | 19.8                 | 6.2               | 29.5                 | 19.4 | 3.4  |
|        | 60歳～64歳          | 166   | 16.3 | 21.1                 | 3.6               | 31.9                 | 21.1 | 6.0  |
|        | 65歳～69歳          | 109   | 20.2 | 22.0                 | 6.4               | 19.3                 | 29.4 | 2.8  |
|        | 70歳～74歳          | 68    | 17.6 | 20.6                 | 4.4               | 36.8                 | 17.6 | 2.9  |
|        | 75歳以上*           | 37    | 21.6 | 16.2                 | 0.0               | 29.7                 | 27.0 | 5.4  |
|        | 無回答              | 47    | 19.1 | 12.8                 | 23.4              | 25.5                 | 14.9 | 4.3  |
| 職<br>業 | 研究・教育            | 190   | 33.2 | 17.4                 | 7.9               | 24.2                 | 14.2 | 3.2  |
|        | 報道・評論*           | 34    | 32.4 | 11.8                 | 8.8               | 20.6                 | 14.7 | 11.8 |
|        | 都道府県関係者*         | 20    | 20.0 | 25.0                 | 25.0              | 15.0                 | 15.0 | 0.0  |
|        | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 12.7 | 14.7                 | 10.5              | 35.4                 | 23.8 | 2.8  |
|        | 企業・経済団体          | 107   | 15.9 | 23.4                 | 10.3              | 29.0                 | 19.6 | 1.9  |
|        | 労働団体             | 79    | 31.6 | 32.9                 | 0.0               | 17.7                 | 13.9 | 3.8  |
|        | 医療保険関係者          | 167   | 21.0 | 27.5                 | 3.6               | 32.3                 | 13.2 | 2.4  |
|        | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 17.3 | 23.3                 | 5.9               | 29.7                 | 19.8 | 4.0  |
|        | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 28.3 | 24.5                 | 7.5               | 26.4                 | 13.2 | 0.0  |
|        | 高齢者団体            | 56    | 14.3 | 19.6                 | 1.8               | 32.1                 | 25.0 | 7.1  |
|        | 障害者団体*           | 34    | 17.6 | 26.5                 | 8.8               | 23.5                 | 14.7 | 8.8  |
|        | 若年（青年）団体*        | 6     | 16.7 | 50.0                 | 0.0               | 16.7                 | 16.7 | 0.0  |
|        | その他              | 117   | 25.6 | 25.6                 | 6.0               | 19.7                 | 20.5 | 2.6  |
|        | 無回答              | 20    | 25.0 | 15.0                 | 10.0              | 25.0                 | 20.0 | 5.0  |

## 6. 保険料の負担者の範囲について

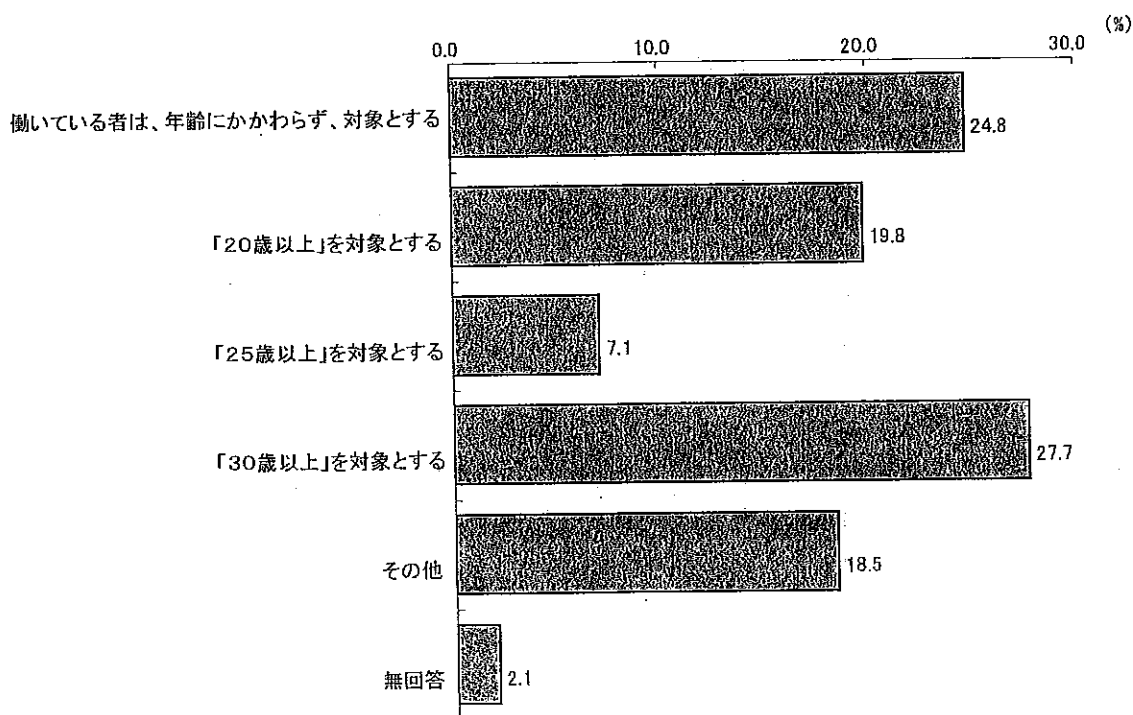
- 被保険者・受給者を拡大した場合の介護保険料を負担する者の年齢及び対象についての設問について、最も多かったのは「30 歳以上」の 27.7%であった。ついで、3 ポイント弱の差で、「働いている者は、年齢にかかわらず、対象とする」が 24.8%となっている。なお、「20 歳以上」は 19.8%、「25 歳以上」は 7.1%であった。

### 〔設問と結果〕

問10 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険料を負担する者の年齢及び対象についてどのように考えますか。

次のうち、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

問 10 範囲を拡大した場合の負担者の年齢及び対象  
(全体)



(性・年齢・職業)

|     |                  | 合 計   | 働いている者は、年齢にかかわらず、対象とする | 「20歳以上」を対象とする | 「25歳以上」を対象とする | 「30歳以上」を対象とする | その他  | 無回答  |
|-----|------------------|-------|------------------------|---------------|---------------|---------------|------|------|
| 全 体 |                  | 1,411 | 24.8                   | 19.8          | 7.1           | 27.7          | 18.5 | 2.1  |
| 性 別 | 男                | 1,076 | 25.9                   | 20.2          | 6.8           | 27.3          | 17.8 | 2.0  |
|     | 女                | 285   | 21.1                   | 18.2          | 8.4           | 30.9          | 19.3 | 2.1  |
|     | 無回答              | 50    | 22.0                   | 22.0          | 6.0           | 18.0          | 30.0 | 2.0  |
| 年 齢 | 20歳代*            | 14    | 28.6                   | 14.3          | 0.0           | 50.0          | 7.1  | 0.0  |
|     | 30歳代             | 204   | 27.0                   | 25.0          | 5.9           | 27.0          | 14.7 | 0.5  |
|     | 40歳代             | 265   | 24.9                   | 29.1          | 5.3           | 27.5          | 12.1 | 1.1  |
|     | 50歳代             | 501   | 25.5                   | 17.4          | 8.4           | 28.5          | 18.0 | 2.2  |
|     | 60歳～64歳          | 166   | 24.7                   | 12.0          | 7.2           | 32.5          | 19.9 | 3.6  |
|     | 65歳～69歳          | 109   | 22.0                   | 13.8          | 7.3           | 23.9          | 29.4 | 3.7  |
|     | 70歳～74歳          | 68    | 25.0                   | 19.1          | 7.4           | 20.6          | 27.9 | 0.0  |
|     | 75歳以上*           | 37    | 16.2                   | 16.2          | 13.5          | 21.6          | 27.0 | 5.4  |
|     | 無回答              | 47    | 19.1                   | 19.1          | 4.3           | 23.4          | 29.8 | 4.3  |
| 職 業 | 研究・教育            | 190   | 28.4                   | 20.0          | 6.3           | 20.0          | 22.1 | 3.2  |
|     | 報道・評論*           | 34    | 26.5                   | 23.5          | 5.9           | 26.5          | 17.6 | 0.0  |
|     | 都道府県関係者*         | 20    | 5.0                    | 35.0          | 10.0          | 20.0          | 25.0 | 5.0  |
|     | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 12.2                   | 24.9          | 5.7           | 38.8          | 17.8 | 0.6  |
|     | 企業・経済団体          | 107   | 28.0                   | 15.9          | 8.4           | 24.3          | 21.5 | 1.9  |
|     | 労働団体             | 79    | 43.0                   | 12.7          | 3.8           | 20.3          | 19.0 | 1.3  |
|     | 医療保険関係者          | 167   | 24.0                   | 18.0          | 7.8           | 32.9          | 14.4 | 3.0  |
|     | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 29.2                   | 18.3          | 7.4           | 29.2          | 13.4 | 2.5  |
|     | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 32.1                   | 28.3          | 7.5           | 17.0          | 15.1 | 0.0  |
|     | 高齢者団体            | 56    | 35.7                   | 14.3          | 12.5          | 23.2          | 14.3 | 0.0  |
|     | 障害者団体*           | 34    | 23.5                   | 17.6          | 2.9           | 23.5          | 23.5 | 8.8  |
|     | 若年（青年）団体*        | 6     | 33.3                   | 50.0          | 0.0           | 16.7          | 0.0  | 0.0  |
|     | その他              | 117   | 29.1                   | 12.0          | 10.3          | 19.7          | 27.4 | 1.7  |
|     | 無回答              | 20    | 20.0                   | 15.0          | 0.0           | 20.0          | 35.0 | 10.0 |

## 7. 40歳未満の者の保険料負担の水準について

■ 介護保険の被保険者・受給者の範囲を拡大した場合の40歳未満の者の保険料水準について、  
「世代を問わず同水準にすべき」とする意見が30.5%（「世代を問わず同水準にすべき」14.7%、「どちらかといえば世代を問わず同水準にすべき」15.8%の合計）、「世代間ごとに設定すべき」とする意見が53.6%（「世代間ごとに設定すべき」21.5%、「どちらかといえば世代間ごとに設定すべき」32.1%の合計）であった。

### 〔設問と結果〕

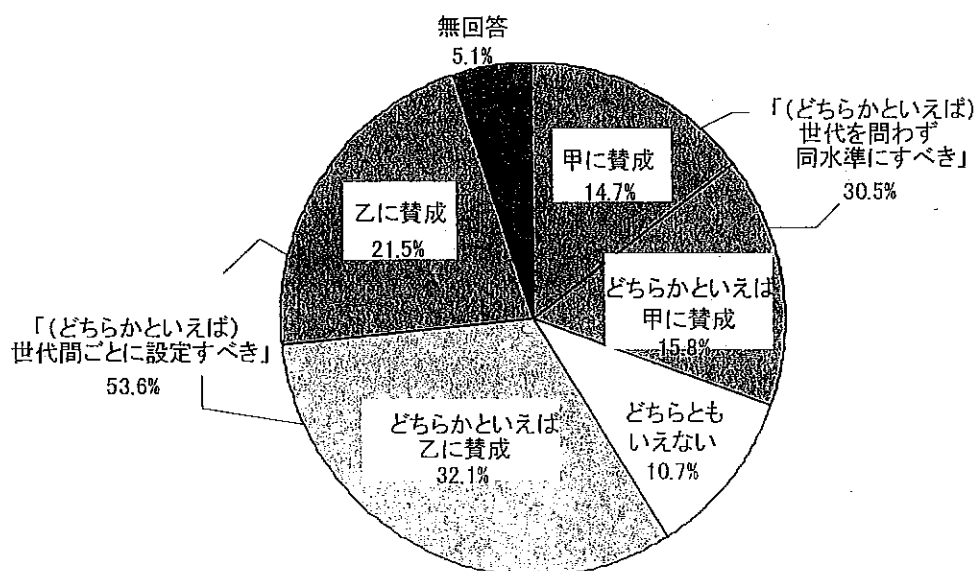
問11 仮に介護保険料を負担する者を拡大した場合、39歳までの者の保険料負担の水準をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 社会保険であることから、介護が必要となるリスクに関係なく、世代を問わず保険料負担は同水準にすべきである。

乙 介護が必要となるリスク、介護保険による受益は、世代別に違うため、世代間ごとに保険料負担を設定すべきである。

問11 負担者を拡大した場合の40歳未満の水準  
(全体)



(性・年齢・職業)

|        |                  | 合 計   | 甲に賛成 | どちらか<br>といえば<br>甲に賛成 | どちらと<br>もいえな<br>い | どちらか<br>といえば<br>乙に賛成 | 乙に賛成 | 無回答  |
|--------|------------------|-------|------|----------------------|-------------------|----------------------|------|------|
| 全 体    |                  | 1,411 | 14.7 | 15.8                 | 10.7              | 32.1                 | 21.5 | 5.1  |
| 性<br>別 | 男                | 1,076 | 15.2 | 16.8                 | 10.0              | 30.8                 | 21.8 | 5.3  |
|        | 女                | 285   | 13.0 | 13.7                 | 10.5              | 36.8                 | 21.4 | 4.6  |
|        | 無回答              | 50    | 14.0 | 6.0                  | 26.0              | 34.0                 | 16.0 | 4.0  |
| 年<br>齢 | 20 歳代*           | 14    | 21.4 | 7.1                  | 14.3              | 7.1                  | 50.0 | 0.0  |
|        | 30 歳代            | 204   | 10.8 | 14.7                 | 13.2              | 31.9                 | 26.5 | 2.9  |
|        | 40 歳代            | 265   | 16.6 | 18.9                 | 10.6              | 30.9                 | 19.6 | 3.4  |
|        | 50 歳代            | 501   | 16.0 | 16.0                 | 9.8               | 32.5                 | 20.0 | 5.8  |
|        | 60 歳～64 歳        | 166   | 13.9 | 19.9                 | 6.6               | 35.5                 | 19.3 | 4.8  |
|        | 65 歳～69 歳        | 109   | 14.7 | 13.8                 | 8.3               | 27.5                 | 26.6 | 9.2  |
|        | 70 歳～74 歳        | 68    | 8.8  | 11.8                 | 7.4               | 41.2                 | 20.6 | 10.3 |
|        | 75 歳以上*          | 37    | 16.2 | 10.8                 | 16.2              | 32.4                 | 21.6 | 2.7  |
|        | 無回答              | 47    | 17.0 | 4.3                  | 29.8              | 27.7                 | 17.0 | 4.3  |
| 職<br>業 | 研究・教育            | 190   | 15.8 | 13.2                 | 10.0              | 28.4                 | 27.4 | 5.3  |
|        | 報道・評論*           | 34    | 14.7 | 14.7                 | 5.9               | 29.4                 | 26.5 | 8.8  |
|        | 都道府県関係者*         | 20    | 10.0 | 5.0                  | 35.0              | 35.0                 | 10.0 | 5.0  |
|        | 市町村関係者（保険者）      | 353   | 9.3  | 13.6                 | 11.0              | 38.2                 | 23.2 | 4.5  |
|        | 企業・経済団体          | 107   | 16.8 | 16.8                 | 15.0              | 29.9                 | 18.7 | 2.8  |
|        | 労働団体             | 79    | 16.5 | 12.7                 | 13.9              | 29.1                 | 24.1 | 3.8  |
|        | 医療保険関係者          | 167   | 19.8 | 29.9                 | 7.2               | 23.4                 | 12.6 | 7.2  |
|        | 介護・医療等サービス団体、事業者 | 202   | 14.9 | 12.9                 | 9.9               | 37.1                 | 20.8 | 4.5  |
|        | 障害者サービス団体、事業者    | 53    | 17.0 | 22.6                 | 15.1              | 20.8                 | 18.9 | 5.7  |
|        | 高齢者団体            | 56    | 16.1 | 19.6                 | 0.0               | 33.9                 | 23.2 | 7.1  |
|        | 障害者団体*           | 34    | 14.7 | 14.7                 | 11.8              | 23.5                 | 23.5 | 11.8 |
|        | 若年（青年）団体*        | 6     | 33.3 | 33.3                 | 0.0               | 16.7                 | 16.7 | 0.0  |
|        | その他              | 117   | 17.1 | 13.7                 | 8.5               | 33.3                 | 23.9 | 3.4  |
|        | 無回答              | 20    | 15.0 | 0.0                  | 30.0              | 25.0                 | 25.0 | 5.0  |

## 8. 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供の取組について

問 12 では、「共生型サービス」や「総合的ケアマネジメント」の推進に対して、「推進すべきである」とする意見が 37.6%（「推進すべきである」17.2%、「どちらかといえば推進すべきである」20.4%の合計）、「推進すべきでない」とする意見が 46.2%（「推進すべきでない」16.4%、「どちらかといえば推進すべきでない」29.8%の合計）であった。

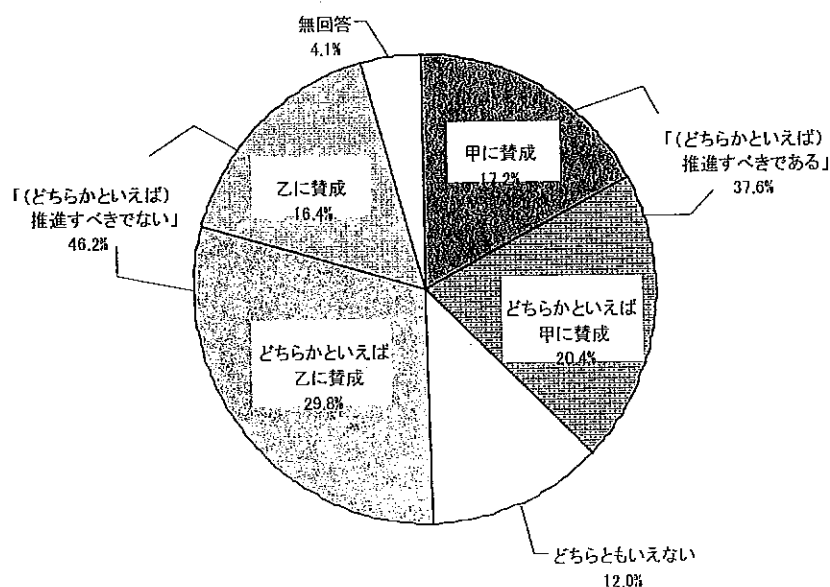
### 〔設問と結果〕

問12 年齢や障害種別に関わらず、一つの事業所で相互にサービスが利用できる「共生型サービス」や、高齢者や障害者、すべての人に対応できる「総合的ケアマネジメント」の推進をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みを推進すべきである。
- 乙 高齢者と障害者、特に障害者の場合は障害種別等によってもサービス内容が異なるため、年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みを推進すべきでない。

問 12 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みについて  
(全体)



(性・年齢・職業)

|        |                      | 合 計   | 甲に賛成 | どちらか<br>といえば<br>甲に賛成 | どちらと<br>もいえな<br>い | どちらか<br>といえば<br>乙に賛成 | 乙に賛成 | 無回答  |
|--------|----------------------|-------|------|----------------------|-------------------|----------------------|------|------|
| 全 体    |                      | 1,411 | 17.2 | 20.4                 | 12.0              | 29.8                 | 16.4 | 4.1  |
| 性<br>別 | 男                    | 1,076 | 16.4 | 20.5                 | 12.6              | 29.0                 | 17.3 | 4.1  |
|        | 女                    | 285   | 18.9 | 21.1                 | 8.1               | 34.0                 | 14.0 | 3.9  |
|        | 無回答                  | 50    | 24.0 | 14.0                 | 22.0              | 24.0                 | 10.0 | 6.0  |
| 年<br>齢 | 20 歳代*               | 14    | 35.7 | 21.4                 | 21.4              | 0.0                  | 14.3 | 7.1  |
|        | 30 歳代                | 204   | 14.2 | 24.0                 | 15.7              | 34.8                 | 9.3  | 2.0  |
|        | 40 歳代                | 265   | 17.0 | 24.9                 | 12.1              | 27.5                 | 16.2 | 2.3  |
|        | 50 歳代                | 501   | 18.0 | 19.4                 | 10.0              | 31.3                 | 17.0 | 4.4  |
|        | 60 歳～64 歳            | 166   | 15.7 | 18.1                 | 11.4              | 28.3                 | 19.3 | 7.2  |
|        | 65 歳～69 歳            | 109   | 16.5 | 17.4                 | 16.5              | 25.7                 | 19.3 | 4.6  |
|        | 70 歳～74 歳            | 68    | 20.6 | 20.6                 | 1.5               | 30.9                 | 20.6 | 5.9  |
|        | 75 歳以上*              | 37    | 18.9 | 8.1                  | 8.1               | 37.8                 | 24.3 | 2.7  |
|        | 無回答                  | 47    | 19.1 | 14.9                 | 25.5              | 21.3                 | 12.8 | 6.4  |
| 職<br>業 | 研究・教育                | 190   | 28.4 | 17.4                 | 13.7              | 22.1                 | 12.6 | 5.8  |
|        | 報道・評論*               | 34    | 14.7 | 26.5                 | 20.6              | 17.6                 | 14.7 | 5.9  |
|        | 都道府県関係者*             | 20    | 25.0 | 30.0                 | 30.0              | 5.0                  | 10.0 | 0.0  |
|        | 市町村関係者（保険者）          | 353   | 11.0 | 21.5                 | 14.7              | 32.9                 | 16.7 | 3.1  |
|        | 企業・経済団体              | 107   | 12.1 | 16.8                 | 16.8              | 33.6                 | 16.8 | 3.7  |
|        | 労働団体                 | 79    | 21.5 | 26.6                 | 6.3               | 34.2                 | 10.1 | 1.3  |
|        | 医療保険関係者              | 167   | 14.4 | 22.2                 | 9.6               | 37.7                 | 12.6 | 3.6  |
|        | 介護・医療等サービス<br>団体、事業者 | 202   | 20.8 | 18.8                 | 10.4              | 29.7                 | 15.8 | 4.5  |
|        | 障害者サービス団体、<br>事業者    | 53    | 20.8 | 13.2                 | 5.7               | 26.4                 | 32.1 | 1.9  |
|        | 高齢者団体                | 56    | 10.7 | 16.1                 | 8.9               | 39.3                 | 17.9 | 7.1  |
|        | 障害者団体*               | 34    | 20.6 | 14.7                 | 5.9               | 26.5                 | 26.5 | 5.9  |
|        | 若年（青年）団体*            | 6     | 0.0  | 50.0                 | 0.0               | 16.7                 | 33.3 | 0.0  |
|        | その他                  | 117   | 18.8 | 21.4                 | 10.3              | 23.9                 | 21.4 | 4.3  |
|        | 無回答                  | 20    | 35.0 | 15.0                 | 10.0              | 20.0                 | 10.0 | 10.0 |

## 9. 将来の介護保険制度について

■ 将来に向けては障害者施策との関係を含め、被保険者・受給者の範囲をどのようにすることが望ましいと思うかについて自由記述による回答を求めたところ、883名（62.6%）の方から意見があった。

■ 被保険者・受給者の範囲を拡大すべきであるという立場からは、「財政的安定性の向上」、「持続可能な制度とする必要がある」、「これ以上高齢者に負担をかけられない」、「介護ニーズは年齢により発生するものではない」、「社会全体で支えていくことが重要」などの意見があった。

保険者・受給者の範囲について現在は慎重に議論をすべきであるという立場からは、「制度が変わったばかりなので、現状を維持して様子を見るべき」、「納得できる国民的議論を踏まえたうえで実施すべき」、「給付と負担が将来どのような状況になるかわからない中で拡大の議論はできない」、「社会保障制度全体の一体的な見直しの中で進めるべき」などの意見があった。

また、被保険者・受給者の範囲を拡大すべきでないという立場からは、「若者の理解が得られない」、「安易な拡大はすべきでない」、「保険料アップや利用者の負担増を検討すべき」、「受給者の所得や負担能力を考慮すべき（応能負担）」、「公費負担の増額や税金（目的税）を検討すべき」などの意見があった。

### 〔設問〕

問13 介護保険制度の被保険者・受給者範囲をめぐっては様々な議論がありますが、将来に向けては障害者施策との関係を含め、被保険者・受給者の範囲をどのようにすることが望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。



### Ⅲ. 調査票



## 介護保険制度 有識者調査 質問一覧

### ① 現行の介護保険制度

問1 介護保険制度の評価について

### ② 介護保険制度の今後の在り方について

問2 介護保険制度の給付と負担の関係について

### ③ 介護保険制度改革（平成17年6月公布）の概要

問3 介護保険制度について、一層の取組が必要なものについて

### ④ 介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

問4 被保険者・受給者の範囲の拡大について

問5 拡大すべきとする意見について

問6 範囲見直しは慎重にあるべきとする意見について

問7 拡大すべきでないとする意見について

### ⑤ 被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

問8 被保険者・受給者の範囲は一致すべきかについて

問9 範囲を拡大した場合、対象となる年齢について

### ⑥ 保険料の負担者の範囲について

問10 範囲を拡大した場合、介護保険料の負担者の年齢について

### ⑦ 40歳未満の者の保険料負担の水準について

問11 40歳未満の者の保険料負担の水準について

### ⑧ 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供の取組みについて

問12 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供の取組みについて

### ⑨ 介護保険制度全般について

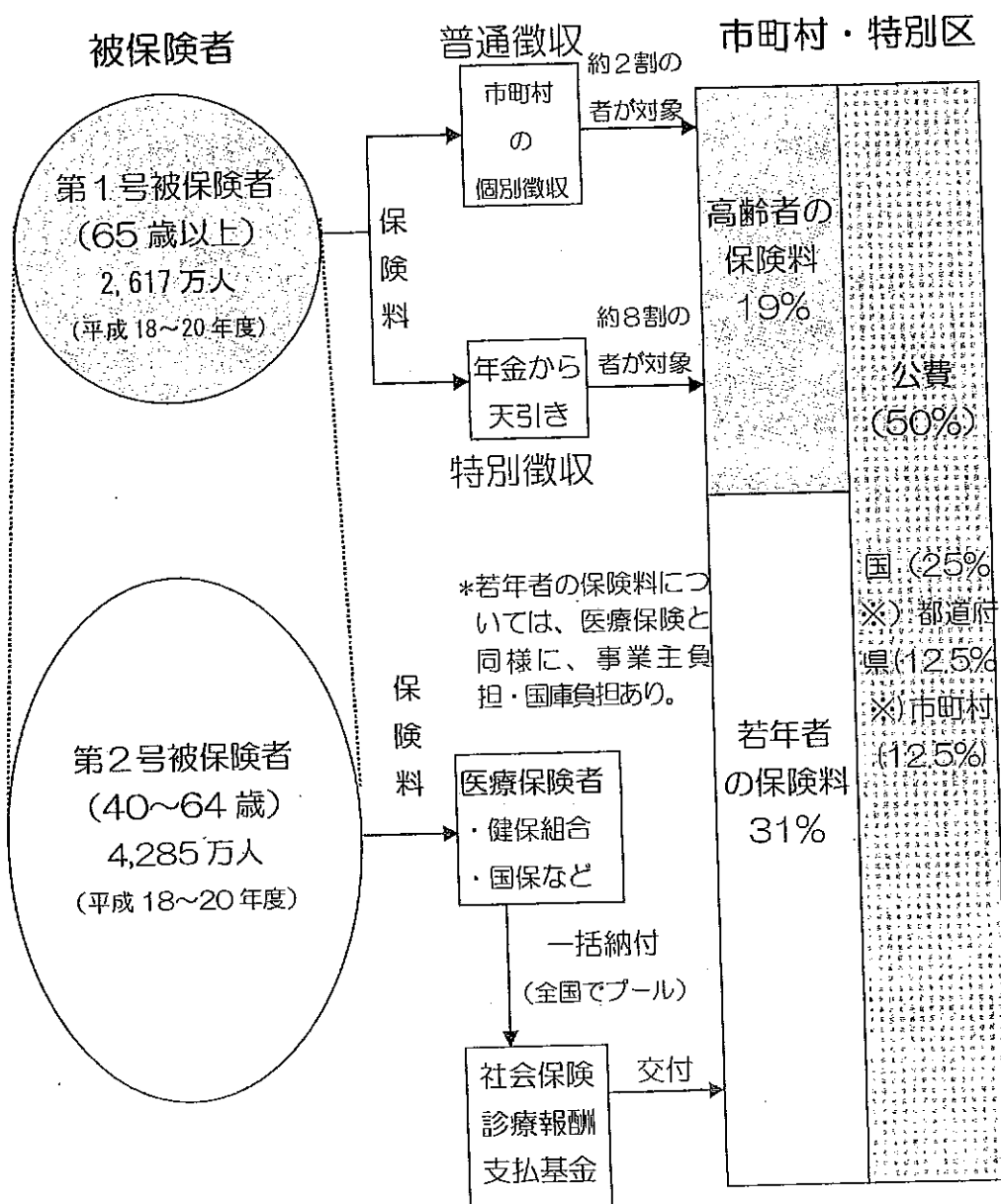
問13 将来の介護保険制度について

# ①現行の介護保険制度

## 介護保険制度の体系

- 介護保険制度は、社会保険方式を採用しつつ、費用の半分を公費で賄う制度です。
  - 被保険者は年齢により次の2種類に分けられ、給付（サービス）を受ける条件や保険料の算定・納付方法が異なります。
- 【第1号被保険者】 65歳以上の人  
 【第2号被保険者】 40歳以上64歳までの医療保険加入者

## 介護保険制度の概要



※国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減。※施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費）は、国20%、都道府県17.5%。

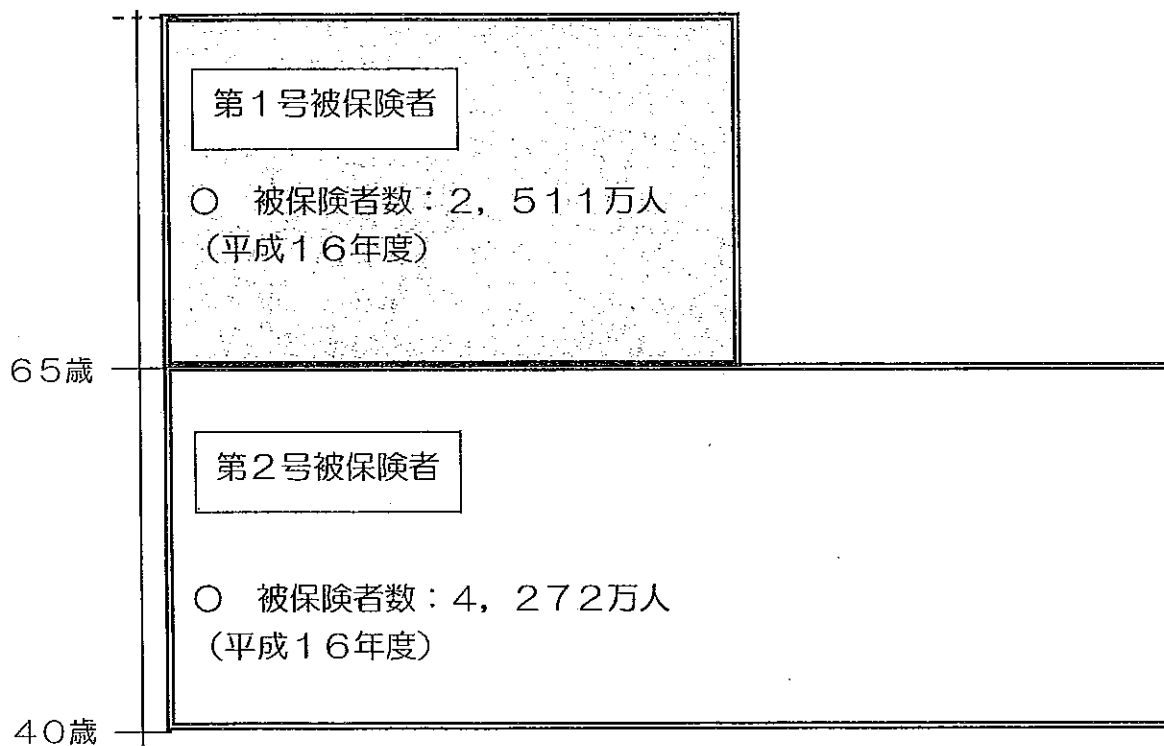
## 被保険者

○「被保険者」は、介護保険制度における保険料の負担者であり、制度のいわば「支え手」です。

○ 現行制度では、40歳以上の者を被保険者とし、具体的には、

- ① 65歳以上の者 →「第1号被保険者」(2,511万人)
- ② 40歳から64歳までの医療保険加入者 →「第2号被保険者」(4,272万人)

計 6,783万人となっています。



※ 「被保険者数」については、「介護保険事業状況報告年報（平成16年度）」による。

## 受給者

○ 「受給者」は、要介護（要支援）状態であること等一定の要件を満たす場合に、介護保険制度に基づくサービスの給付を受ける者であり、現行制度では、「被保険者」の範囲と一致しています。

○ 実際にサービスを受給している者の人数は、

- ・ 第1号被保険者のうち、334万人
- ・ 第2号被保険者のうち、11万人

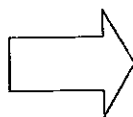
計 345万人となっています。

### 第1号被保険者

○ 実際にサービスを受給している人数：334万人

（平成17年12月）

給付額6,0兆円（平成17年度予算ベース）



※ ただし、第2号被保険者については、「老化に伴う疾病」が原因で要介護（要支援）状態になった場合にのみ、サービス給付が受けられるという制限がある。

○ 実際にサービスを受給している人数：11万人

### 第2号被保険者

（平成17年12月）

※ 「実際にサービスを受給している人数」については、介護保険事業状況報告（暫定）による。

## 現行制度における被保険者・受給者の範囲（まとめ）

|         | 範 囲                | サービス受給要件                      |
|---------|--------------------|-------------------------------|
| 第1号被保険者 | 65歳以上の者            | 要介護（要支援）状態                    |
| 第2号被保険者 | 40歳から64歳までの医療保険加入者 | 要介護（要支援）状態であって、老化に伴う疾病に起因するもの |

※「老化に伴う疾病」＝16の疾病

がん末期／筋萎縮性側索硬化症／後縦靱帯骨化症骨折を伴う骨粗鬆症／シャイ・ドレーガー症候群／初老期における痴呆／脊髄小脳変性症／脊柱管狭窄症／早老症／糖尿病性神経障害／糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症／脳血管疾患／パーキンソン病／閉塞性動脈硬化症／慢性関節リウマチ／慢性閉塞性肺疾患／両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

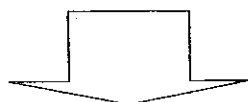
### （制度創設時の範囲設定の考え方）

#### ○被保険者

- ① 介護保険制度は、老化に伴う介護ニーズに応えることを目的とすること。
- ② 老化に伴う介護ニーズは高齢期のみならず中高年期にも生じ得ること。
- ③ 40歳以降になると一般に老親の介護が必要となり、家族の立場から介護保険による社会的支援という利益を受ける可能性が高まること。

#### ○受給者

- ①第1号被保険者については、高齢者であることから、その原因を問わず、要介護（要支援）を一般的に対象とする。
- ②第2号被保険者については、老化に伴う介護という観点から具体的な対象範囲を定める。



こうした結果、年齢や介護原因によるサービス給付の制限が生じることとなりました。

## 《介護保険制度を取り巻く状況》

### 65歳以上被保険者数について

○ 65歳以上の被保険者数は、5年10ヶ月で約414万人（19%）増加。

|       | 2000年4月末 | 2003年4月末 | 2006年2月末 |
|-------|----------|----------|----------|
| 被保険者数 | 2,165万人  | 2,398万人  | 2,579万人  |

### 要介護（支援）者数について

○ 介護認定を受けた者は、5年10ヶ月で約212万人（97%）増加。

|      | 2000年4月末 | 2003年4月末 | 2006年2月末 |
|------|----------|----------|----------|
| 認定者数 | 218万人    | 348万人    | 430万人    |

### 介護サービス利用者数について

○ 5年8ヶ月で、居宅は173%、施設は54%、全体で132%の増加。

|        | 2000年4月 | 2001年4月 | 2002年4月 | 2005年12月 |
|--------|---------|---------|---------|----------|
| 居宅サービス | 97万人    | 142万人   | 172万人   | 265万人    |
| 施設サービス | 52万人    | 65万人    | 69万人    | 80万人     |
| 合 計    | 149万人   | 207万人   | 241万人   | 345万人    |

※ 介護保険事業状況報告（平成18年2月分）による



問1 あなたは介護保険制度が国民生活の安定等に果たした役割を評価していますか。

次の中からあなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。また評価している理由又は評価していない理由を可能であれば、回答欄にご記入ください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

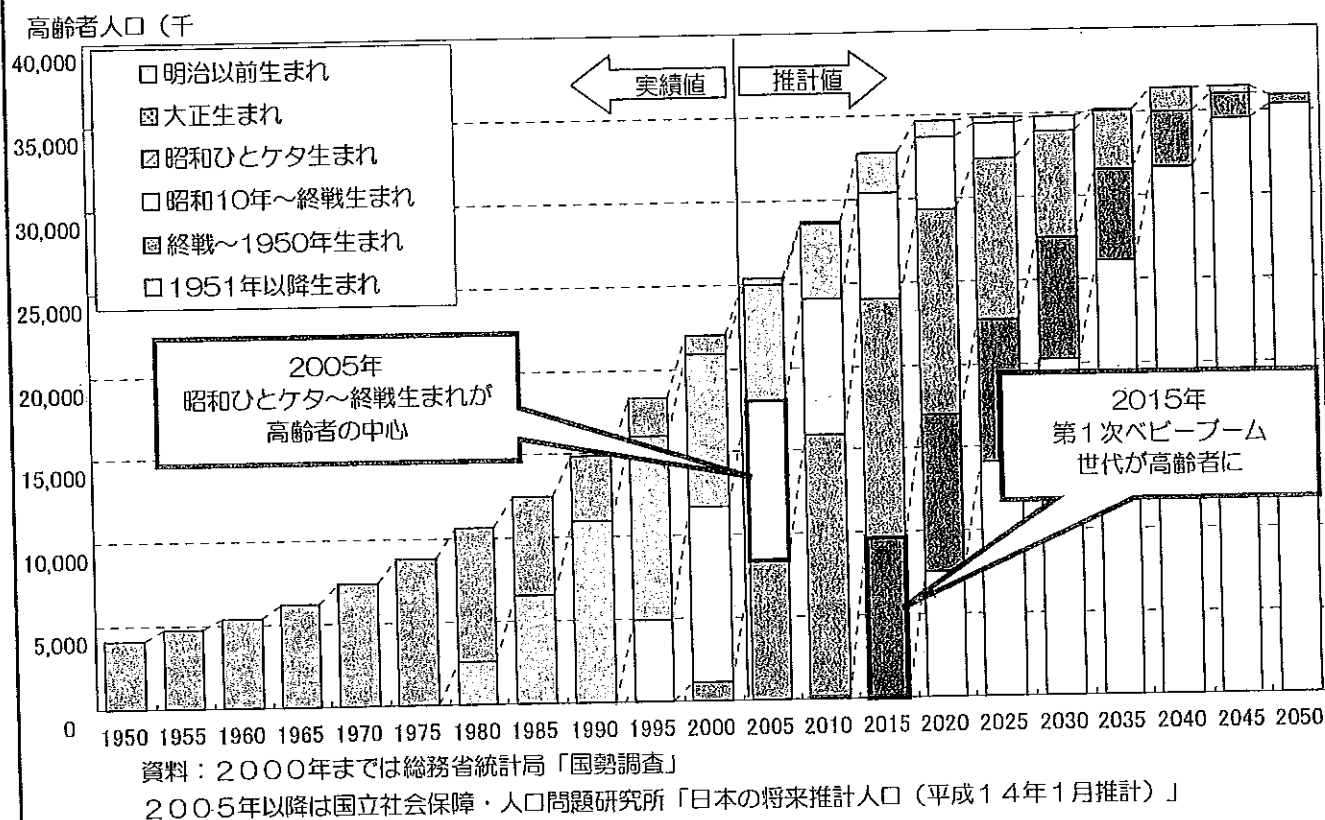
- 1 大いに評価している
- 2 多少は評価している
- 3 あまり評価していない
- 4 全く評価していない
- 5 その他（具体的に）

（回答欄）

## ②介護保険制度の今後の在り方について

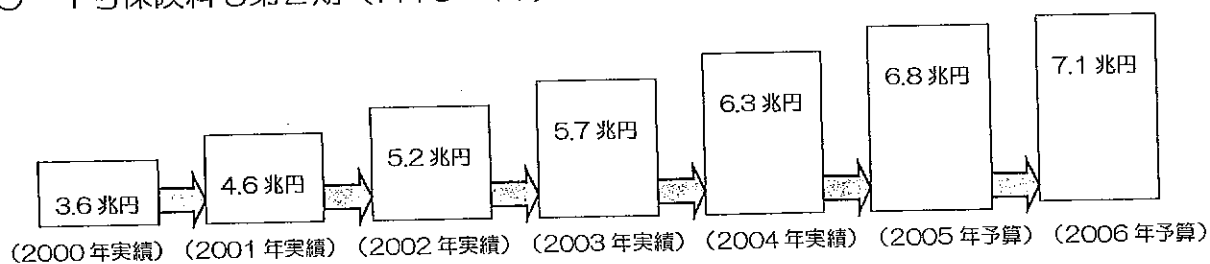
■ (資料1) P.6~7

### 高齢者人口の推移

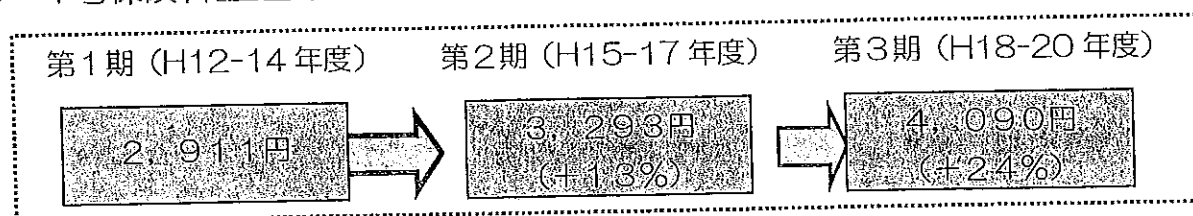


### 介護保険財政の状況

- 制度の定着とともに介護保険の総費用は急速に増大。
- 1号保険料も第2期（H15～17）から第3期（H18～20）で24%増加。

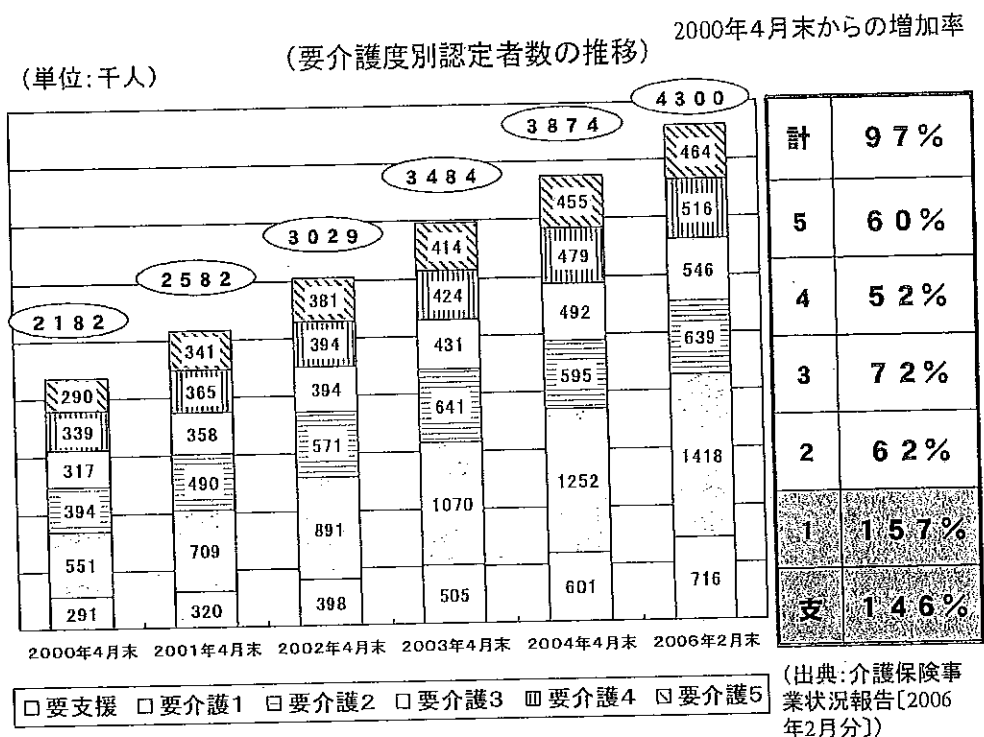


- 1号保険料[全国平均（月額・加重平均）]



## 要介護度別・認定者数の推移

- 要介護認定を受けた人は5年10ヶ月で約212万人増加（97%増）
- 特に、要支援・要介護1の認定を受けた者が大幅に増加（153%増）



問2 高齢化が進み、要介護（支援）者数が増加して、介護サービスを利用する人が増加する一方、介護保険料も上昇しています。今後、介護保険制度の給付と負担についてどう考えますか。

（１）～（３）のそれぞれごとに、１～５の中からあなたのお考えに近いものを選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

（１） 介護保険料が高くなっても良いから、給付の充実を優先すべきである。

- 1 大いに賛成    2 どちらかといえば賛成    3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば反対    5 全く反対

（２） 介護保険料がある程度上がるのはやむを得ないが、あわせて、無駄や不効率がないよう給付の適正化を進めるべきである。

- 1 大いに賛成    2 どちらかといえば賛成    3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば反対    5 全く反対

（３） 介護保険料がこれ以上高くないよう、給付を削減すべきである。

- 1 大いに賛成    2 どちらかといえば賛成    3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば反対    5 全く反対

（４） その他（具体的に）

（回答欄）

### ③介護保険制度改革（平成17年6月公布）の概要

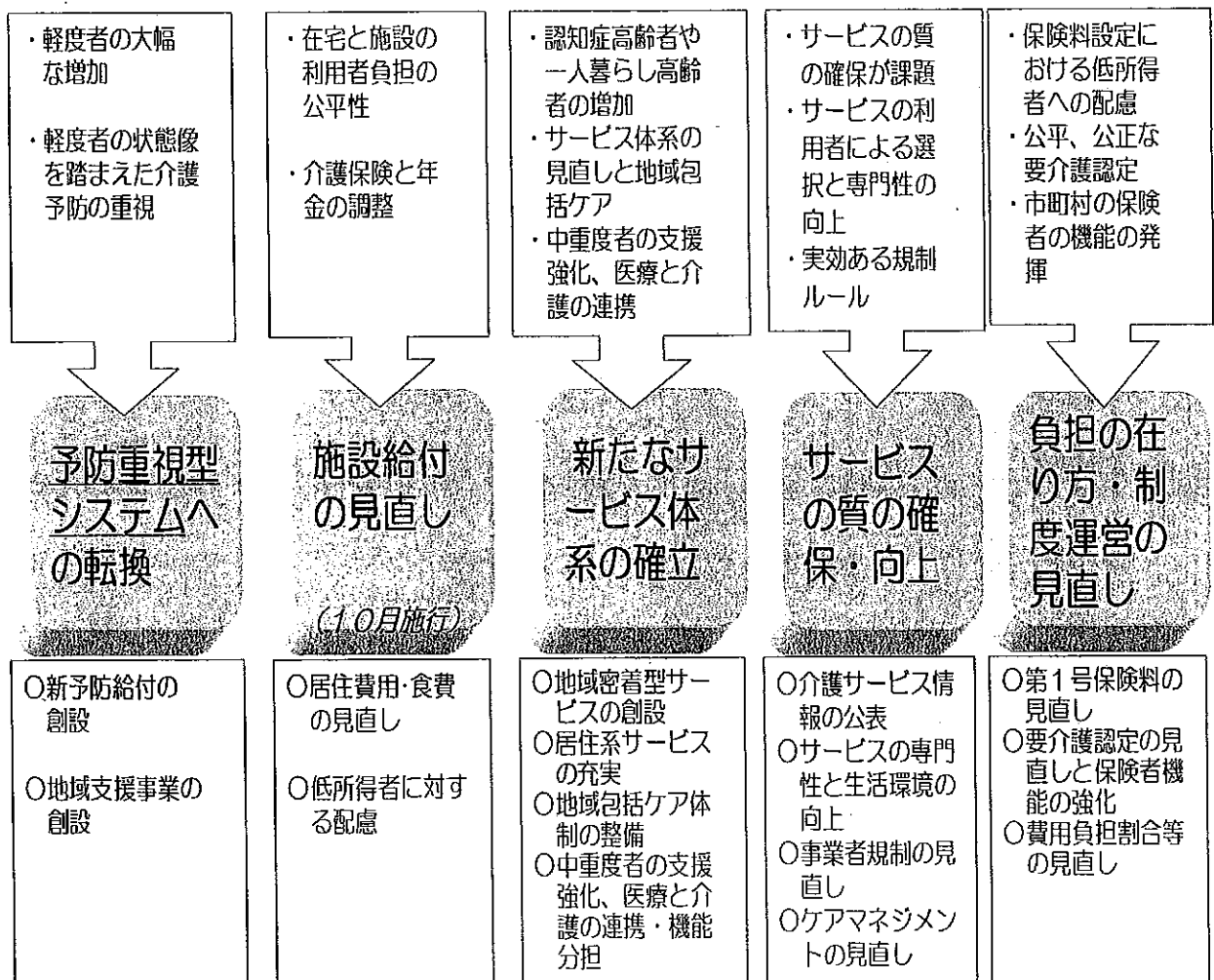
#### 《見直しの背景》 ■（資料1）P.7,8

- 要介護認定を受けた方、特に要支援・要介護1の方の増加。
- 要介護度別・要介護状態の原因の割合。
- 認知症高齢者の増加。
- 高齢者世帯の増加。

#### 《見直しの概要》 ■（資料1）P.9～13

##### ○ 制度改革の全体像

・明るく活力ある超高齢社会の構築 ・制度の持続可能性 ・社会保障の総合化



介護保険法等の一部を改正する法律

※施行：18年4月（ただし、施設給付の見直しについては平成17年10月施行）

問3 今後の介護保険制度の給付について、一層の取組みが必要と思われるものは何ですか。

1～5の中から一層の取組みが必要と思われるものを選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 高齢者が要介護状態にならない、又は重度化しないようにするための「介護予防」を重視したシステムの確立。
- 2 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に対応できる「地域密着型サービス」、「居住系サービス」及び「認知症ケア」の充実。
- 3 中重度者の在宅生活継続の支援強化や医療と介護の連携・機能分担。
- 4 介護サービス情報の公表、介護サービスの専門性の向上、施設等における生活環境の向上などの「介護サービスの質」の確保・向上。
- 5 高齢化に伴い増加する介護保険給付の重点化・効率化。

その他(具体的に)

(回答欄)

#### ④介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

##### ■（資料２）「社会保障審議会介護保険部会第２１回」 P.6

- 現行の介護保険制度では、４０歳未満の者については制度の対象外、４０歳～６４歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、６５歳以上の者と比べて受給要件に差があることから、実質的には「高齢者の介護保険」であると言える。
- こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向を目指すべきであるという意見が多数であった。

##### 介護保険制度の被保険者・受給者を拡大すべきとする意見

- ① そもそも介護ニーズは高齢者に特有のものではなく、年齢や原因に関係なく生じるものであり、６５歳や４０歳といった年齢で制度を区分する合理性や必然性は見出し難い。欧米諸国においても、年齢や原因などによって介護制度を区分する仕組みとはなっていない。
- ② 特に、４０歳～６４歳の者については、原因により保険給付を受けられる場合が限定されており、また、６４歳以下の者には、「制度の谷間」にあって、いずれの公的な介護サービスも受けられないというケースもあり、制度の普遍化により、こうした問題の解決を図ることができる。
- ③ 介護保険財政の面では、対象年齢の引下げは制度の支え手を拡大し、財政的な安定性を向上させることにより、制度の持続可能性を高めることが可能となる。

##### 介護保険制度の被保険者・受給者を拡大すべきでないとする意見

- ① 家族による介護負担の軽減効果があるのは主に中高年層であることなどから、４０歳未満の若年者から保険料負担を求めることについて、納得感を得ることが難しい。また、若年者の介護保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。
- ② 若年者が要介護状態になる確率は低く、しかもその原因が出生時からであることも多い。こうした分野の取組は、これまでどおり税を財源とする福祉施策において行われるべきであり、社会保険方式に切り換えることは、負担を安易に企業等へ転嫁するものである。
- ③ 社会保障制度全般の一体的な見直しの中で、介護保険制度についても負担や給付の在り方等を検討し、結論を得るべきである。

問4 現行の介護保険制度は、40歳未満の者は対象外、40歳から64歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、実質的には「高齢者の介護保険」であると言えます。一方、こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、理由や年齢の如何に関わらず介護を必要としている人すべてにサービスの給付を行い、制度の普遍化の方向性を目指すべきとの意見もあります。

あなたは、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方についてどう考えますか。

次の三つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 現行の被保険者・受給者の範囲を拡大して、要介護の理由や年齢の如何に関わらず給付を行う制度を目指すべきである。

乙 将来的に被保険者・受給者の範囲を拡大する方向も考えられるが、現在は慎重であるべきである。

丙 実質的には「高齢者の介護保険」である現行の介護保険制度を維持し、被保険者・受給者の範囲を拡大すべきではない。

1 甲に賛成      2 どちらかといえば甲に賛成 →問5へお進み下さい

3 乙に賛成      4 どちらかといえば乙に賛成 →問6へお進み下さい

5 丙に賛成      6 どちらかといえば丙に賛成 →問7へお進み下さい

7 どちらともいえない

(回答欄)



問5 問4で「1 甲に賛成」「2 どちらかといえば甲に賛成」と回答された方にお伺いします。被保険者・受給者を拡大すべきとする理由は何ですか。

1～5の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 介護ニーズは高齢者に特有のものではなく、年齢や原因に関係なく生じるものであり、こうした「介護ニーズの普遍性」を考えれば、年齢で区分する合理性や必然性は見出し難く、すべての人を対象とした「普遍的な制度」を目指すべきである。
- 2 高齢者ケア、障害者ケアともに「地域ケア」を目指しており、両者に提供するサービスには共通する部分があることから、年齢や障害種別を超えたサービスを提供できるようにするため、制度の壁は取り除くべきである。
- 3 40歳から64歳の者については、保険料を支払っているにもかかわらず、原因により保険給付が限られていることから、制度の普遍化により、40歳から64歳を含めた若年者が、原因を問わず介護保険サービスを利用できるようにすべきである。
- 4 介護保険制度の対象年齢を引き下げることにより、制度の支え手を拡大し、介護保険制度の財政的な安定性を向上させるべきである。
- 5 障害者に対する介護サービスのうち、高齢者に対する介護サービスとの共通部分については、制度の普遍化により、地域におけるサービス利用環境が改善され、サービスの均一化・平準化が進むと考えられる。

その他（具体的に）

（回答欄）

問6 問4で「3 乙に賛成」「4 どちらかといえば乙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者の範囲見直しについて、現在は慎重であるべきであるとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 障害者自立支援法は、施行後間もない段階にあることから、その定着を図ることを優先すべきである。
- 2 改正された介護保険法の円滑な施行や介護保険給付の効率化を優先させるべきである。
- 3 社会保障全体の給付と負担が将来どのようなようになるかが分からないため、現時点では最終判断できない。

その他(具体的に)

(回答欄)

問7 問4で「5 丙に賛成」「6 どちらかといえば丙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者を拡大すべきでないとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 家族による介護負担の軽減効果があるのは主に中高年層であり、40歳未満の若年者に保険料負担を求めることについて納得が得られない。
- 2 高齢者の場合と異なり、若年者が要介護状態になる確率は低く、これまでどおり税を財源とする福祉施策において行われるべきである。
- 3 若年者の介護保険料については、各医療保険の保険料に上乗せされて徴収されることから、特に国民健康保険において保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。
- 4 介護保険制度によりサービス提供が行われることで、障害者に対するサービス提供の質が従来よりも低下するおそれがある。

その他(具体的に)

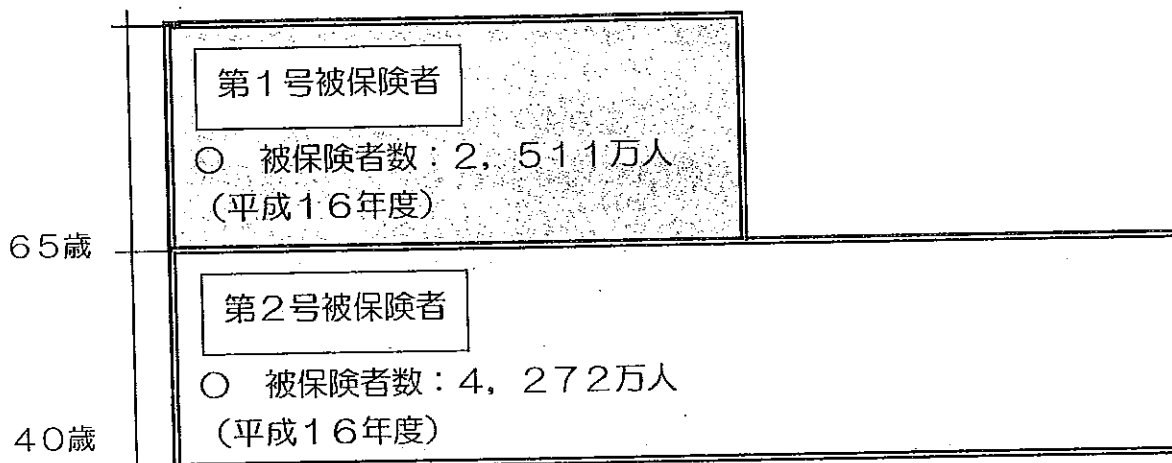
(回答欄)

⑤被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

■（資料1）P.2-4

被保険者

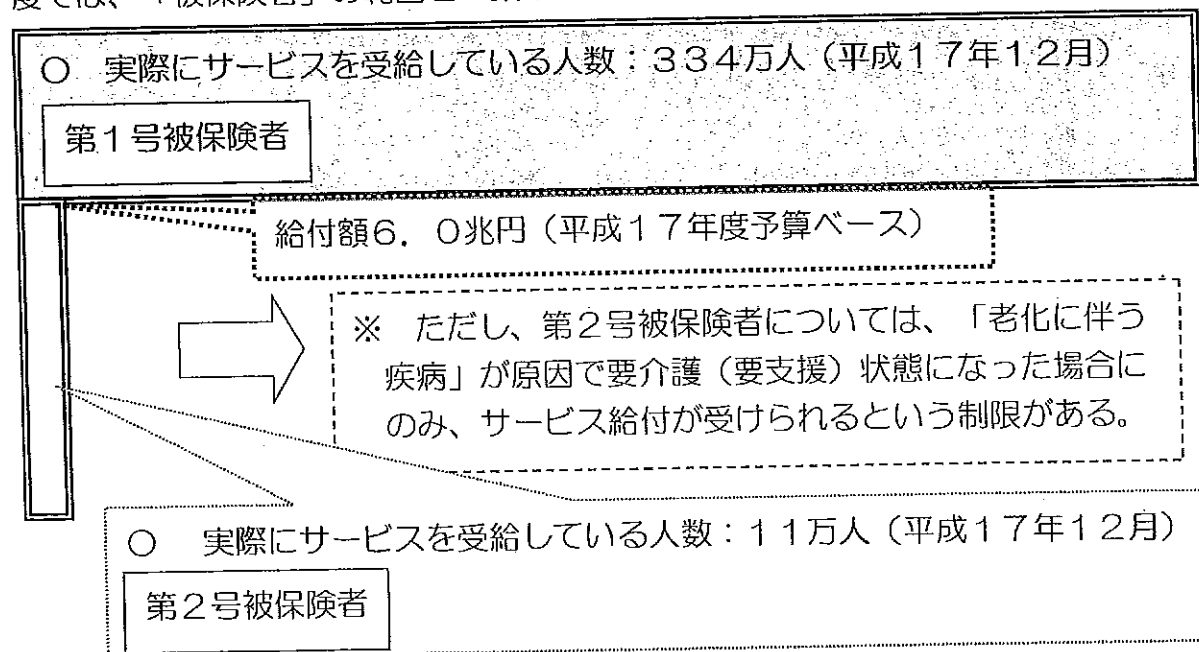
- 「被保険者」は、介護保険制度における保険料の負担者であり、制度のいわば「支え手」です。



※第2号被保険者の保険料については、医療保険と同様に、事業主負担・国庫負担あり。

受給者

- 「受給者」は、要介護（要支援）状態であること等一定の要件を満たす場合に、介護保険制度に基づくサービスの給付を受ける者であり、現行制度では、「被保険者」の範囲と一致しています。



問8 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は原則として一致すべきである。

乙 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は必ずしも一致しなくともよい。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 甲に賛成         | 2 どちらかといえば甲に賛成 |
| 3 どちらともいえない    |                |
| 4 どちらかといえば乙に賛成 | 5 乙に賛成         |

(回答欄)

問9 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険制度の受給の対象となる者の年齢についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 「介護ニーズの普遍化」という観点を重視すれば、医療保険と同様に、受給者は全年齢を対象とすべきである。

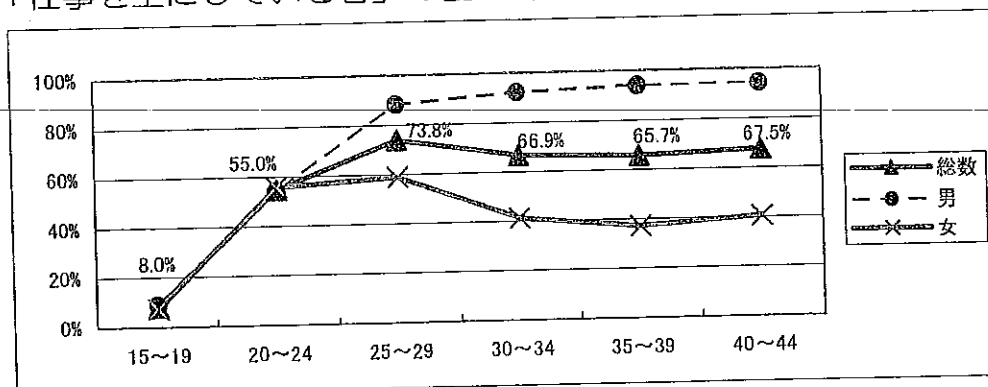
乙 介護保険は現行制度のように高齢化に伴うリスクをカバーするものとすべきであり、全年齢を対象とするのではなく、一定年齢によって区分すべきである。（区分すべき具体的な年齢について御意見ございましたら、回答欄に御意見をご記入ください。）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 甲に賛成         | 2 どちらかといえば甲に賛成 |
| 3 どちらともいえない    |                |
| 4 どちらかといえば乙に賛成 | 5 乙に賛成         |

(回答欄)

## ⑥保険料の負担者の範囲について

○「仕事を主にしている者」の割合（平成14年就業構造基本調査（総務省統計局））



（注）15歳以上の世帯員について、普段の就業状態の調査を行ったものである。「仕事を主にしている者」とは、普段収入を得ることを目的として仕事をしている有業者のうち、仕事为主としている者である。（通学が主で、仕事に従事する者などは除かれている。）

○「大学・短大の進学率」（平成17年 学校基本調査）

|     | 大学（学部） | 短大（本科） | 合 計   |
|-----|--------|--------|-------|
| 進学率 | 44.2%  | 7.3%   | 51.5% |

（注1）大学学部・短期大学本科入学者数を3年前の中学校卒業生数で除した比率。（注2）この他、専修学校（専門課程）の進学率（高等学校の卒業生のうち、専修学校（専門課程）に進学した者の比率）は、19.0%である。

○きまって支給する現金給与額（平成17年 賃金構造基本統計調査）

| 年齢       | ～17  | 18～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月額給与（万円） | 14.3 | 18.1  | 21.4  | 25.9  | 30.5  | 35.6  | 38.6  |

（注）主要産業の事業所（常用労働者を10人以上雇用している事業所に限る。）に雇用される常用労働者について、6月分として支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）を調査したものである。

○フリーター数（平成15年 総務省統計局「労働力調査」を特別集計）

| 年齢 | 15～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 人数 | 27万人  | 92万人  | 65万人  | 33万人  |

注）「フリーター」数については、年齢15～34歳層（在学者を除く。女性については未婚の者に限る。）の者のうち、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず、「アルバイト・パート」の仕事を希望する者として定義し、集計したものである。

○完全失業率（平成17年 総務省統計局「労働力調査」）

| 年齢    | 総数  | 15～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～59 | 60～64 | 65～ |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 完全失業率 | 4.4 | 10.2  | 8.4   | 6.2   | 5.0   | 4.1   | 3.6   | 2.9   | 3.2   | 3.6   | 4.9   | 2.0 |

（注）完全失業率については、労働人口に占める完全失業者の割合（（完全失業者÷労働人口）×100）を示す。なお、完全失業者とは、①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者である。

問10 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険料を負担する者の年齢及び対象についてどのように考えますか。

次のうち、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 働いている者は、年齢にかかわらず、対象とする。
- 2 「20歳以上」を対象とする。
- 3 「25歳以上」を対象とする。
- 4 「30歳以上」を対象とする。
- 5 その他（具体的に）

（回答欄）



## ⑦ 40歳未満の者の保険料負担の水準について

■（資料1）P.18、19

40歳未満の者の保険料水準については、以下の案が考えられる。

<<保険料を負担する年齢が20歳又は25歳以上の場合>>

- 40歳以上の者と同水準とする。
- 40歳以上の者の半分の水準とする。

<<保険料を負担する年齢が30歳以上の場合>>

- 40歳以上の者と同水準とする。

（考え方）

保険料の負担水準については、被保険者・受給者の範囲を現行の40歳から、より若い年齢層に単純に引き下げると考えれば、40歳以上の者と39歳までの者の保険料水準は同じ水準になる。

ただし、20歳、又は25歳まで年齢を引き下げ場合には、若年者の保険料負担は孫の世代から祖父母世代への「世代間扶養」の面が強くなり、家族の立場から介護保険による「社会的支援」という利益を受ける可能性が相対的に小さくなることや、所得水準が40歳以上に比べて一般に低いこと等にかんがみ、「39歳までの者の負担水準を半分の水準とする」考え方も現実的な選択肢の一つである。

問11 仮に介護保険料を負担する者を拡大した場合、39歳までの者の保険料負担の水準をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 社会保険であることから、介護が必要となるリスクに関係なく、世代を問わず保険料負担は同水準にすべきである。

乙 介護が必要となるリスク、介護保険による受益は、世代別に違うため、世代間ごとに保険料負担を設定すべきである。

- 1 甲に賛成      2 どちらかといえば甲に賛成  
3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば乙に賛成      5 乙に賛成

(回答欄)

## ⑧年齢や障害種別にかかわらないサービス提供の取組について

問12 年齢や障害種別に関わらず、一つの事業所で相互にサービスが利用できる「共生型サービス」や、高齢者や障害者、すべての人に対応できる「総合的ケアマネジメント」の推進をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みを推進すべきである。
- 乙 高齢者と障害者、特に障害者の場合は障害種別等によってもサービス内容が異なるため、年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みを推進すべきでない。

- 1 甲に賛成      2 どちらかといえば甲に賛成  
3 どちらともいえない  
4 どちらかといえば乙に賛成      5 乙に賛成

(回答欄)

## ⑨将来の介護保険制度について

問13 介護保険制度の被保険者・受給者範囲をめぐっては様々な議論がありますが、将来に向けては障害者施策との関係を含め、被保険者・受給者の範囲をどのようにすることが望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。

(回答欄)

- 医療経済研究機構

5. あなたの社会保障への関心について、お聞かせください。  
(該当する番号に○をつけてください)
- 1 大いに関心がある                      2 多少は関心がある  
3 どちらともいえない  
4 あまり関心がない                      5 全く関心がない
6. あなたの身近に介護を必要とする方はいらっしゃいますか。  
1 いる                                      2 いない
7. あなたの身近に障害のある方はいらっしゃいますか。  
1 いる                                      2 いない
8. 今回（平成18年4月）の介護保険制度改革の内容について。  
(該当する番号に○をつけてください)
- 1 大いに関心がある                      2 多少は関心がある  
3 どちらともいえない  
4 あまり関心がない                      5 全く関心がない
9. 障害者自立支援法の内容について。  
(該当する番号に○をつけてください)
- 1 大いに関心がある                      2 多少は関心がある  
3 どちらともいえない  
4 あまり関心がない                      5 全く関心がない

○ 調査結果の概要を取りまとめ次第、お送りさせていただきたいと存じます。  
ご入用の方は、誠に恐縮ですが、ご芳名とご送付先についてお聞かせください。

|         |   |
|---------|---|
| ご 芳 名   |   |
| ご 送 付 先 | 〒 |
| 電 話 番 号 |   |

介護保険制度の被保険者・受給者の範囲  
に関する有識者調査報告書

平成 19 年 3 月

発行:財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会  
医療経済研究機構

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-11  
第 11 東洋海事ビル

TEL : 03 (3506) 8529

FAX : 03 (3506) 8528

本報告書の全部又は一部を問わず、無断引用、転載を禁じます。

PJ No. 06302a

介護保険の被保険者・受給者の範囲に関する海外調査の概要

医療経済研究機構

1. ドイツ

1) 介護サービス：介護保険法、社会扶助法

|                   |                                                                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経緯             | ○高齢化による社会扶助（介護・生活扶助）受給者の増加に伴い、 <u>財源負担をする地方自治体の財政が逼迫したため</u> 保険方式の介護保険が導入された。                                                           |
| 2. 事業主体           | ○ <u>介護金庫</u> （会計は区分されているが、 <u>公的医療保険の保険者が兼ねている。</u> ）                                                                                  |
| 3. 加入者            | ○ <u>公的医療保険加入者は全員強制加入。年齢による制限はない。</u><br>○一定所得以上の被用者や自営業者は公的医療保険に強制加入でないため、公的医療保険に任意加入しない者は公的介護保険の加入者でない。なお、任意加入者も含めると国民の約9割が公的医療保険に加入。 |
| 4. 給付<br>(1) 内容   | ○在宅サービス（ホームヘルプ、ショートステイ、デイナイトケア等）<br>○施設入所サービス<br>* 高齢者に限定された施設や障害者を対象とした援護施設あり。<br>○現金給付（家族介護手当、代替介護手当）                                 |
| (2) 支給限度額         | ○要介護度、サービス種類ごとに上限が設定されている（（例）ホームヘルプ：要介護度Ⅰは384、要介護度Ⅱは921、要介護度Ⅲは1,432（単位1-0・月額））                                                          |
| (3) 利用者負担         | ○ <u>上限を超える部分は利用者負担。</u><br>○施設における食費・家賃については利用者負担。<br>* 要扶助者の利用者負担は社会扶助により負担。                                                          |
| 5. 受給者<br>(1) 受給者 | ○疾病又は障害のために、日常生活において日常的かつ規則的に繰り返される活動を行うのに、継続的（最低6ヶ月）に相当程度以上の援助を必要とする者                                                                  |
| (2) 認定手続          | ○ <u>まず家庭医が介護が必要かを判定し、本人の申請により、MDK（医療保険の医療サービス機構）が、日常生活における活動遂行能力の制限の状況を基に要介護度の認定を行う。</u>                                               |
| (3) ケアマネジメント      | ○MDKが介護金庫に、要介護度、必要な介護給付の種類・程度等の介護プランを示す。日本のようなケアマネージャーはいない。                                                                             |
| 6. 財源             | ○ <u>保険料財源</u> （施設・設備整備については州が助成。）。<br>○保険料率は <u>全国一律1.7%</u> （被用者は労使折半。自営業者や年金受給者は全額自己負担。）。保険料算定は医療保険に準じる。                             |
| 7. 実施状況等          | ○加入者数：7,048万人（2005年）*人口（2004年）：8,249万人<br>○受給者数：195万人（2005年）<br>○介護費用総額：178.6億ユーロ（2005年）<br>○介護給付費総額：169.8億ユーロ（2005年）                   |



## 2) 介護サービス以外の障害者支援

これらの支援策は単一制度から給付されるのではなく、年金保険、医療保険、災害保険等の社会保険等の各制度から給付される。

|                  |                                                                                                                             |                        |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <b>1. 社会参加支援</b> |                                                                                                                             | <b>【社会保険各法及び社会扶助法】</b> |
| (1) 事業主体         | ○各制度の運営者（窓口は保険者等による各行政区のジョイントサービスセンター）<br>→支援の提供、サービス紹介、相談・助言を行う。                                                           |                        |
| (2) 支援内容         | ○ <u>医学的リハビリテーション</u><br>○ <u>社会統合支援</u> （就学前児童の早期特別教育、日常生活支援、実用知識や技術習得の支援、コミュニケーション支援等）<br>○ <u>公共交通機関の運賃の割引</u> 等         |                        |
| (3) 支援対象者        | ○身体的、精神的又は知的障害を有する又はそのおそれがあり、その状態が一定期間継続することが確実な者であって、保険者等の事業主体が定める認定基準を満たす者（実際の認定は医師チームが実施）                                |                        |
| (4) 財源           | ○各保険者等の財源（例えば、労災保険の給付は雇用主保険料が財源）<br>○保険制度の非加入者は社会扶助（税）                                                                      |                        |
| <b>2. 就労支援</b>   |                                                                                                                             | <b>【社会保険各法及び社会扶助法】</b> |
| (1) 事業主体         | ○各制度の運営者（窓口は保険者等による各行政区のジョイントサービスセンター及び国の雇用サービスオフィス）                                                                        |                        |
| (2) 支援内容         | ○ <u>キャリアアドバイス</u><br>○ <u>就労統合支援</u> （雇用義務と補助金、カウンセリング、職業訓練等）<br>○ <u>職業訓練センター等の施設</u><br>なお、20人以上の職場では重度障害者を職員の5%雇用する義務あり |                        |
| (3) 支援対象者        | * 社会参加支援と同様                                                                                                                 |                        |
| (4) 財源           | ○連邦雇用局の支援は国税<br>○各保険者等の支援は各々の財源、保険制度非加入者は社会扶助（税）                                                                            |                        |
| <b>3. 所得保障</b>   |                                                                                                                             | <b>【社会保険各法及び社会扶助法】</b> |
| (1) 事業主体         | ○各制度の運営者（窓口は保険者等による各行政区のジョイントサービスセンター）                                                                                      |                        |
| (2) 支援内容         | ○ <u>一時的保障</u> （疾病手当、障害手当、過渡的手当）<br>○ <u>中長期的保障</u> （障害年金、災害年金、稼得不能年金等）                                                     |                        |
| (3) 支援対象者        | ○ <u>障害や疾病が原因で生活費を得ることができなくなった者</u> であって、保険者等の事業主体が定める認定基準を満たす者                                                             |                        |
| (4) 財源           | ○各保険者等の財源（例えば、労災保険の給付は雇用主保険料が財源）<br>○保険制度の非加入者は社会扶助（税）                                                                      |                        |

## 2. オランダ

### 1) 介護：特別医療費保障法 (AWBZ)、障害者サービス法 (WVG)、社会支援法 (WMO)

|                   |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経緯             | ○AWBZ は制度創設当初は、心身障害者等のナースホーム等での長期医療等が対象だったが、その後給付範囲が拡大し財政負担も増大している。<br>○2006 年より WMO が施行。WVG のサービスは WMO に移行することとなった。                                                                                                                        |
| 2. 事業主体           | ○AWBZ については国。障害者福祉サービスは市町村                                                                                                                                                                                                                  |
| 3. 加入者            | ○AWBZ：全住民及びオランダで雇用され所得税を払っている者<br>○WVG：市町村住民                                                                                                                                                                                                |
| 4. 給付<br>(1) 内容   | ○AWBZ：長期入院、ナースホーム、障害者施設、障害者サービス、在宅ケア、リハビリ、精神医療、知覚・聴覚・知的障害者のケア等<br>○WVG：社会参加支援のサービス(住宅改修・移送等)                                                                                                                                                |
| (2) 支給限度額         | ○AWBZ は審査によってサービス量が決まる。<br>○WVG は所得に応じて給付率が決まる                                                                                                                                                                                              |
| (3) 利用者負担         | ○AWBZ：施設入所（6 ヶ月以上：月額最大 1,751.40 ユーロ、6 ヶ月未満：収入の 12.5%で 134.40 ユーロ～706.00 ユーロの範囲内）。在宅介護（12 ユーロ／時間）（2006 年 1 月 1 日現在）。18 歳未満は自己負担なし。<br>○WVG：所得を基に算定（一定以内の所得であれば最大 45 ユーロ／年）<br>*施設入居者の利用者負担は、単身 267.46 ユーロ/月、夫婦 416.04 ユーロ/月が手元に残るように配慮されている。 |
| 5. 受給者<br>(1) 受給者 | ○サービスを必要とする者（年齢による区分なし）                                                                                                                                                                                                                     |
| (2) 認定手続          | ○AWBZ：ケア審査中央機関(CIZ)が、疾病、障害、意思疎通、移動、日常生活等での制限、労働参加での問題、家族等からの支援等の指標に基づき審査<br>○WVG：地方自治体毎に申請者が持参する CIZ 判定結果及び申請書類（所得を含む情報）を参照して実施                                                                                                             |
| (3) ケアマネジメント      | ○事業者が自主的にケアプランないしサポートプランを 6 ヶ月毎に作成。                                                                                                                                                                                                         |
| 6. 財源             | ○AWBZ：保険料 91.3%、利用者負担：8.7%(2004 年度)<br>*料率の推移：0.4%(1969)→5.4%(1990)→9.6%(1998)→13.45%(2005)<br>○WVG：一般財源                                                                                                                                    |
| 7. 実施状況等          | ○AWBZ の認定件数（2003 年新規）：615,000 件<br>*人口(2005 年)：1,629 万人<br>○AWBZ の支出総額(2004 年度)：21,647 百万ユーロ                                                                                                                                                |

## 2) 介護サービス以外の障害者支援

|           |                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社会参加支援 | 障害者サービス法(WVG) * 2007 年から社会支援法 (WMO)                                                                                                    |
| (1) 事業主体  | ○地方自治体 * 実際のサービスは民間委託が多い。                                                                                                              |
| (2) 支援内容  | ○住宅改修<br>○移動手段としての車いす、ｽﾎｰﾂ用車いす<br>○交通サービス(集団移送・交通費補助)、駐車許可<br>○通訳サービス、ソーシャルワーク(相談等)<br>○福祉用具・設備(緊急ﾌﾟﾗｰﾑ、入浴用いす、歩行器、階段昇降機等)              |
| (3) 支援対象者 | ○障害を有する全ての者(障害・年齢の区別なし)<br>○認定は地方自治体ごと CIZ の判定結果を参照して決定。<br>* WMO では、児童、ホームレス、DV 被害者、麻薬・アルコール中毒者等も対象。                                  |
| (4) 財源    | ○税 * 全て中央政府からの交付金                                                                                                                      |
| 2. 就労支援   | 就業能力に応じた仕事と所得法(WIA)、社会雇用法 (WSW)                                                                                                        |
| (1) 事業主体  | ○WIA: 社会雇用省、社会保険事務所<br>○社会雇用: 地方自治体                                                                                                    |
| (2) 支援内容  | ○WIA: 最初の2年間、雇用主が職場復帰を支援しつつ賃金の70%を支払う。2年経過後は、残存稼働能力により得られる賃金及び旧賃金と現賃金の差額の一定割合が支給される。<br>○社会雇用: 就労(一般事業所の就労を含む。) * 割当雇用は現在ない。           |
| (3) 支援対象者 | ○WIA: 部分的な障害を持つ者。認定は、社会保険事務所が雇用主による職場復帰支援の有無を判断した後、障害程度のｱｽｾｽﾐﾝﾄを行う。<br>○社会雇用: 生産作業に従事できるが個人的理由により一般企業への就職が困難又は就職準備中で65歳以下の障害者。認定は地方自治体 |
| (4) 財源    | ○WIA: 最初の2年間は雇用主、2年経過後は保険料<br>○社会雇用: 税                                                                                                 |
| 3. 所得保障   | WIA、若年者障害給付制度                                                                                                                          |
| (1) 事業主体  | ○社会雇用省、社会保険事務所                                                                                                                         |
| (2) 支援内容  | ○WIA: 直前の賃金の70%<br>○若年者: 最低賃金額                                                                                                         |
| (3) 支援対象者 | ○WIA: 障害発生から職場復帰支援を受けて2年経過しても残存稼働能力が20%未満で回復の見込みがない障害者。認定は、社会保険事務所が就労支援と同様に実施。最初の5年間は毎年医療検査を行う。<br>○若年者: 17歳で障害レベルが25%以上である者           |
| (4) 財源    | ○保険料(ただし、最初の2年間は雇用主負担)                                                                                                                 |

### 3. イギリス

#### 1) 介護サービス：コミュニティケア法、ケア基準法、国民保健サービス法

|                  |                                                                                                                                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経緯            | ○障害等に対する社会サービスは1970年代から独立した重要な分野として認識されるようになり、社会サービスは地方自治体、保健医療サービス(NHS)は国の実施責任として位置づけられている。                                                                        |
| 2. 事業主体          | ○社会サービスは地方自治体。NHSは国。                                                                                                                                                |
| 3. 加入者           | ○全住民(1年以上居住していれば国籍を問わない。)                                                                                                                                           |
| 4. 給付<br>(1)内容   | ○在宅サービス(訪問介護、通所介護、配食、短期休暇、移送、福祉用具・住宅改修、現金給付等の他にNHSの訪問看護、健康指導、リハビリ等)<br>○ケアホーム(住居、看護、介護を提供する施設)<br>*65歳未満精神障害者に対するケア・プログラム・アプローチによるサービスがある。                          |
| (2)支給限度額         | ○自治体によって異なる。*サービス総量は予算による制約を受ける。                                                                                                                                    |
| (3)利用者負担         | ○施設は全国的統一基準(収入・資産に応じた応能負担)があるが、在宅サービスは自治体で異なる(サービス量と所得を考慮した自己負担)。<br>○NHSのサービスには原則自己負担なし。                                                                           |
| 5. 受給者<br>(1)受給者 | ○介護が必要な高齢者、障害者、障害児及びその介護者                                                                                                                                           |
| (2)認定手続          | ○地方自治体の社会サービス担当部局が認定。<br>*認定について国は指針を作成しているが、認定に用いる情報項目は自治体によって異なる。                                                                                                 |
| (3)ケアマネジメント      | ○地方自治体のソーシャルワーカー又はOTが、アセスメントを行う。このアセスメントがケアマネジメントと一体化している。                                                                                                          |
| 6. 財源            | ○社会サービスは、地方税及び国からの交付金(8割以上)<br>*財源についても地方自治体の裁量が大きい。<br>○NHSは、税:77.6%、保険料からの拠出金:20.4%、自己負担:2.0%(2003)                                                               |
| 7. 実施状況等         | ○受給者(2005年):施設入所者18~64歳6.0万人、65歳以上20.5万人<br>*人口(2003年):5,955万人<br>○支出額(2003-2004年):高齢者:754,500万ポンド<br>学習障害:303,900万ポンド<br>身体障害・知的障害者:119,100万ポンド<br>精神障害:93,700万ポンド |

## 2) 介護サービス以外の障害者支援

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社会参加支援 | コミュニティケア法、NHS 法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (1) 事業主体  | ○社会サービスは地方自治体。NHS は国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (2) 支援内容  | ○在宅サービス（相談支援、移動サービス、住宅改修、福祉用具、理学療法、手話等によるコミュニケーション支援、点字・音声情報等）<br>○職業訓練支援・雇用支援、駐車場無料、公共交通機関運賃減免<br>*福祉用具のうち眼鏡は NHS から補助が受けられる。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (3) 支援対象者 | ○障害者：通常の日常生活のために必要な能力に対して、重大な悪影響を長期間与えるような肉体的又は精神的な機能障害がある者<br>○認定については介護サービスと同様。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (4) 財源    | ○社会サービスは、地方税及び国からの交付金(8割以上)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2. 就労支援   | 障害者差別禁止法等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (1) 事業主体  | ○国の公的職業紹介所であるジョブ・センター・プラス（認定主体）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (2) 支援内容  | ①Remploy：通常の職場で就労が困難な障害者のための特別事業所<br>②Work step：支援付雇用（一般労働者より生産能力が低い障害者について1人当たり400ポンドを事業主に支給）<br>③Access to work：支援により一般の職場で働ける障害者への手話通訳等のサポーターの配置、交通手段支援、設備改修等<br>④Work Preparation：最も重度な障害者への職業訓練プログラムの提供<br>⑤Job introduction scheme：障害者を新規採用した事業主へ補助<br>⑥New deals for disabled people：就労不能手当受給者への就労促進<br>⑦Pathways to work：就労不能手当受給者への職業訓練プログラムの提供<br>⑧Residential training college：滞在型職業訓練プログラムの提供 |
| (3) 支援対象者 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (4) 財源    | ○税（国税）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3. 所得保障   | 各種手当等、優遇税制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (1) 事業主体  | ○国（雇用年金省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (2) 支援内容  | ○障害者介護の費用に対する手当：障害者生活手当、介助手当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (3) 支援対象者 | ○不就業・就業不能への手当：求職者手当、就労不能給付、<br>重度障害者手当<br>○所得審査をした上での手当：所得補助、住宅給付金、自治体税給付<br>○所得審査をした上での優遇税制：就労税額控除、障害児への児童税額控除<br>○補償的手当：戦争障害者年金、労災障害給付                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4) 財源    | ○税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### 4. スウェーデン

##### 1) 介護サービス: 社会サービス法等

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経緯             | ○障害者・高齢者への介護は、いずれも社会扶助法等の関連法に基づき従来からコミュニティが提供してきた。1982 年から社会サービス法にまとめられた。また、1994 年に特定の機能障害者に対する援助及びサービスに関する法律 (LSS 法)、アシスタント補償法 (LASS 法) が施行された。                                                                                                                                                                  |
| 2. 事業主体           | ○社会サービス法、LSS 法についてはコミュニティ、LASS 法は国 (社会保険庁)。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3. 加入者            | ○全住民 (国籍を問わない。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 4. 給付<br>(1) 内容   | (社会サービス法)<br>○在宅サービス (訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、デイケア、ショートステイ、巡回ヘルプ、緊急アラーム、移送サービス、補助器具、住宅改修等、雪かきサービス、配食サービス)<br>○施設サービス (特別住宅、小規模グループホーム)<br>○現金給付: 親族雇用 (LSS 法、LASS 法)<br>○相談個別援助、パーソナルアシスタント、ガイドヘルパー、生活アシスタント、一時的介護者、ショートステイ、学童保育、デイケア、青少年・成人へのケア付き住宅<br>* LASS 法により週 20 時間超のパーソナルアシスタント費用が補償される (週 20 時間以内は LSS 法により対応)。 |
| (2) 支給限度額         | ○コミュニティによって異なる。* 2002 年から国が自己負担の上限と手元に残すべき最低保障額を決定することとなった。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (3) 利用者負担         | ○社会サービス法ではコミュニティにより異なるが、特別住宅では家賃・食費及び介護サービス費の一部を、訪問介護では利用頻度と収入により負担。<br>○LSS 法による給付については原則無料だが、家賃と余暇費は徴収。                                                                                                                                                                                                         |
| 5. 受給者<br>(1) 受給者 | ○社会サービス法については介護が必要な高齢者及び機能的障害者<br>○LSS 法、LASS 法については特定の機能的障害者<br>* さらに追加的な条件がある給付もある。                                                                                                                                                                                                                             |
| (2) 認定手続          | ○LASS 法については社会保険事務所が、それ以外はコミュニティの福祉事務所のアセスメントオフィサーが認定。LSS 法のパーソナルアシスタントは介護ケアが必要な時間を計るための統一基準がある。                                                                                                                                                                                                                  |
| (3) ケアマネジメント      | ○アセスメントオフィサーが介護の種類・量・内容を決定                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6. 財源             | ○税 (社会サービス法: コミュニティ、LSS 法: ランディング、コミュニティ、LASS 法: 国)                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7. 実施状況等          | ○受給者 (2005 年) *人口 (2006 年): 905 万人<br>特別住宅入所者: 5,763 人 (65 歳未満)、100,644 人 (65 歳以上)<br>訪問介護: 17,878 人 (65 歳未満)、134,961 人 (65 歳以上)<br>○支出額 (2005 年)<br>高齢者介護: 803 億 SEK 障害者支援: 424 億 SEK (83%が LSS, LASS)                                                                                                           |

## 2) 介護サービス以外の障害者支援

|           |                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社会参加支援 | LSS 法、保健医療法等                                                                                                                                                                                             |
| (1) 事業主体  | ○支援内容により、国、ラステイング、コミュニティ                                                                                                                                                                                 |
| (2) 支援内容  | <p>○LSS 法：カウンセリング、相談助言</p> <p>○移送サービス法、全国移送サービス法：交通サービス</p> <p>○保健医療法：リハビリ、補装具の支給、手話等通訳</p> <p>○自動車補助令：自動車の購入・改造のための補助等</p>                                                                              |
| (3) 支援対象者 | <p>○LSS 法：①知的障害者、自閉症、②成人期の脳障害による重度・恒常的な知的機能障害者、③その他恒常的な身体的又は精神的な重度機能障害があり日常生活が困難で援助等が必要な者</p> <p>○保健医療法：機能的障害者（保健医療法は全国民に医療サービスを提供しているが機能的障害者には(2)の支援が行われる。）</p> <p>*認定は、コミュニティ・ラステイングの福祉事務所、社会保険事務所</p> |
| (4) 財源    | ○税（支援内容により国、ラステイング、コミュニティ）                                                                                                                                                                               |
| 2. 就労支援   | 保護雇用法、社会サービス法、LSS 法等                                                                                                                                                                                     |
| (1) 事業主体  | ○社会サービス法、LSS 法はコミュニティ それ以外は国の労働市場庁等                                                                                                                                                                      |
| (2) 支援内容  | <p>○障害者雇用による雇用主への補助金支給</p> <p>○保護雇用の場(SAMHALL)の提供、公共部門における保護雇用</p> <p>○補助者付き雇用、特別職業訓練所、仕事や日常活動の提供</p>                                                                                                    |
| (3) 支援対象者 | <p>①社会サービス法、LSS 法の対象者</p> <p>②①の他、障害により就業能力が相当減少し他に就業する場がない者</p> <p>*認定機関：日常活動はコミュニティ、それ以外は国の出先である雇用オフィス</p>                                                                                             |
| (4) 財源    | ○税（社会サービス法、LSS 法はコミュニティ、その他は国）                                                                                                                                                                           |
| 3. 所得保障   | 疾病保険、労災保険、失業保険等                                                                                                                                                                                          |
| (1) 事業主体  | ○各保険者（疾病、労災、年金は国の社会保険事務所、失業保険は労働組合等が運営する失業保険基金）                                                                                                                                                          |
| (2) 支援内容  | <p>○傷病手当、障害手当、活動・疾病補償（障害年金）、病児・障害児介護手当（疾病保険）</p> <p>○労災手当（労災保険）</p> <p>○失業手当（失業保険）</p>                                                                                                                   |
| (3) 財源    | <p>○各保険者の保険料</p> <p>・疾病保険：被用者は事業主保険料のみ、自営業者は本人（事業主）</p> <p>・労災保険：事業主保険料のみ</p> <p>・失業保険：基金の会員による会費＋国庫補助</p>                                                                                               |

第11回社会保障の在り方に関する懇談会(平成17年7月26日首相官邸)提出資料

## 社会保険料と税の特徴

### (1) 収入の面から見た社会保険料と税の特徴

| 社会保険料    |                                                                                                         | 税                                                              |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 基本的性格    | 保険給付を前提とした特定財源                                                                                          | 特定の用途に関わらず充当が可能な一般財源                                           |
| 負担の個別的調整 | 料率と所得上限により負担額が詳細に設定されているため、個々人の状況に着目した負担の個別的調整が比較的容易                                                    | 多種多様な租税からの徴収のため、個人の負担の個別的調整は困難                                 |
| 収入の安定性   | 社会保障財源に特定されており、用途が政治的に左右されることもなく、景気変動にも、定額保険料や所得比例の上限があるため、影響が小さい。また給付と負担の関係が比較的明確であるため、負担引き上げ時の合意が得やすい | 財源が特定されていないため、用途が経済的事情や政治的要因に左右されやすく、法人税や所得税などは、景気変動の影響を受けやすい  |
| コスト意識    | 給付と負担の関係が比較的明確で、負担引き上げを通じてコスト意識が高まり、給付の適正化へのインセンティブも働きやすい                                               | 給付と負担の関係が明確ではないため、負担引き上げを通じてコスト意識の高まりはなく、給付の適正化へのインセンティブが働きにくい |

### (2) 用途の面から見た社会保険料と税の特徴

- 税負担が適しているもの…生活困窮者、低所得者に対象を限定した生活保護等  
 : 事後的な救済を目的としているため、拠出を前提とした社会保険制度の対象と出来ないため
- 社会保険料負担が適しているもの…給付がある程度まで所得に比例した年金(報酬比例部分)、雇用保険等  
 : 給付が所得に比例することから、負担も報酬に比例させる必要があるため、公費負担の対象と出来ないため
- 社会保険料と税のどちらでもなじむもの…給付が所得に関係なくされるような医療保障、老人福祉等  
 : 給付の所得との相関がゼロ、または度合いが小さく、社会保険料・税どちらでもなじむ
- (出典: 「社会保障読本」(東洋経済新報社)等を参考に厚生労働省社会保障担当参事官室にて作成)



## 関係団体ヒアリング結果の概要

### 1. サービス提供団体

- 介護保険の受給者範囲を拡大することについては、大半が「基本的に賛成」との立場であったが、被保険者（保険料負担者）範囲の拡大については、「十分な時間をかけて国民のコンセンサスを得る努力が必要」など慎重な意見も存在。
- 高齢者向けサービスと若年障害者向けサービスの共通化は可能なのか、という論点に関しては、
  - ・ 「年齢にかかわらず、介護の必要度によって共通化可能」とする意見もあったが、
  - ・ 「障害者や難病患者に対しては、老人以上に個別性の高い対応が必要」、「狭義の介護部分は共通だが、障害者（児）に対しては、療育や訓練面のプラスアルファが必要」といった意見もあり、
  - ・ おおむね共通した認識は、「入所施設サービスでの共通化は課題が多いが、通所介護、通所リハビリなど通所型サービスは共通化が容易」というもの。
- 高齢者と障害者が同一のサービスを利用する「共生型サービス」や相談窓口の一元化に関しては、
  - ・ 「利用者、特に障害者にとってサービス選択肢が拡大し、アクセスが改善する」、「年齢に関係のない長期継続的な相談・支援が可能となる」、「サービス提供が効率化する」「相互扶助意識の高揚につながる」など肯定的な意見が大半であったが、
  - ・ 「サービス水準が低下しないよう職員配置基準等について十分な検討が必要」との指摘も存在

- サービスの共通化や一元化を進めていく上での課題としては、
  - ・ 「要介護認定・障害程度区分の客観性を高めていくこと」や「高齢者・若年障害者のいずれにも適用可能なケアマネジメント手法の開発」が多く  
の団体から指摘され、
  - ・ また、「現場での混乱を生じないように、職員の養成・訓練など十分な準備期間が必要」というのも各団体共通の認識。

## 2. 障害関係団体

- 介護保険の被保険者・受給者範囲拡大の是非については、「障害者自立支援法の定着を図ってから議論すべきであり、現時点で意見集約を行うのは困難、あるいは不適當」というのが、おおむね共通した意見。
- 将来的方向に関しては、「高齢者福祉と障害者福祉の理念・手法は異なり、財源面からの安易な統合論は排すべき」という意見や、「利用者、事業者、行政、企業、市民など、異なる立場の意見を集約し、これからのあり方を総合的に議論すべき」という意見が存在。
- 今後、被保険者・受給者範囲の拡大の問題を議論するに当たっては、
  - ・ 低所得者に配慮した利用者負担の在り方
  - ・ それぞれの障害特性に配慮した要介護認定の在り方
  - ・ 重度障害者に配慮したサービスの在り方といった点が課題になるという意見や、「障害者の自己決定・自己選択を支える権利擁護システムの在り方を検討すべき」との意見も存在。

(本資料は、関係団体の意見を事務局の責任により取りまとめたものである。)

## 議論のとりまとめに向けた主要な論点（案）

（次回までに各項目に肉付けした論点整理資料を準備する予定）

- 障害者自立支援法の制定など関連分野の状況変化を踏まえ、介護保険の被保険者・受給者範囲拡大問題を、改めてどのように考えるか。
  
- 被保険者・受給者の範囲を拡大とした場合には、
  - ・ 「高齢者の介護保険」という制度の枠組みを維持するのか、
  - ・ それとも、要介護となった理由、年齢を問わない「普遍化」の方向を目指すのか。
  
- 「普遍化」の意義や効果、「普遍化」を目指す上で解決すべき課題（普遍化に伴う問題点）は何か。また、高齢者と若年障害者に必要な介護サービスの共通の程度や、いわゆる「共生型サービス」の是非についてどのように考えるか。
  
- 被保険者・受給者範囲を拡大とした場合の制度設計として、どのような選択肢が考えられるのか。また、制度設計の具体化に当たって留意・検討すべき課題はなにか。
  
- 被保険者・受給者の範囲拡大問題に関し、今後、どのような進め方をするのが適当か。

# 介護保険制度の被保険者・受給者の範囲についての意見

2007年3月7日

上智大学 堀 勝洋

## 1 範囲拡大の是非

結論：被保険者・受給者とも範囲を拡大すべき

理由：①すべての年齢層に同一の制度から介護サービスを行うのが望ましい（普遍化・体系化・効率化）

＊要介護の発生率が低いことを理由に反対する意見があるが、

a.若年者にも要介護リスクが発生する

b.私的保険ならともかく、社会保険ではリスクの発生確率に関係なく適用することが可能（例えば、医療保険）

②社会扶助方式から社会保険方式に移行することは望ましい

＊社会保険方式の長所—権利性、自助と相互扶助の仕組み、財源確保が容易

③時期尚早論は結論の先延ばしではないのか

＊介護保険制定時（1990年代半ば）から先延ばし→いつかは決定しなければならない。介護保険法附則（平成21年度を目途）

＊ただし、段階的施行もあり得る

④高齢者と障害者とのサービスの違いは、解消できるのではないか

＊いずれにしても、介護保険法をそのまま若年障害者に適用するのではなく、若年障害者を考慮した手直しが必要と考える

## 2 対象者の年齢

結論：原則として、全年齢層に適用すべき。ただし、政治的に困難であれば、一定年齢に限ることも認められよう

理由：①適用対象を年齢で区別すべき理由はない

＊介護サービスを年齢によって異なる制度から給付するという国はほとんどない—アメリカのメディケアは医療が中心

②障害児をも被保険者の被扶養者として介護保険の対象とする場合には、年齢で対象者を限ることは困難

### 3 保険料の負担者

結論：医療保険の全被保険者にすべき

理由：介護保険の第2号被保険者と同じにした方が、簡便かつ効率的

### 4 保険料の負担水準

結論：原則として、第2号被保険者並の保険料負担とすべき。ただし、政治的に困難であれば、軽減することも認められよう

理由：①社会保険では、原則として保険事故発生確率に関係なく保険料を設定（介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者の保険料、被用者医療保険の保険料率）

②保険事故発生確率に応じた保険料にすると、医療保険等他に波及しないか

### 5 利用者負担の負担水準

結論：原則として、応能負担の要素を強めた形で、若年者も高齢者並みの負担とすべき

ただし、若年障害者は、資産形成が困難であったという事情を考慮すべきかもしれない。

しかし、施設入所の場合は所得の範囲内で相当額を負担

理由：公平な制度とすべき反面、高齢者は預貯金等の資産形成の期間があったが、若年障害者はその期間が短くかつ困難

# 社会保険方式と社会扶助方式

2007年3月7日

上智大学 堀 勝洋

## 1 社会保険方式と社会扶助方式の違い

- ・社会保険方式と社会扶助方式（いわゆる税方式）の違い

①社会保険方式—(a)保険というリスク分散の技術を用いる（保険性）。(b)保険料拠出が給付を受ける直接の根拠となる（対価性）。(c)保険料拠出額が金銭給付の額に反映する（緩い等価性）。(d)財源は保険料（＋税）

②社会扶助方式—(a)保険の技術を用いない（非保険性）。(b)納税が給付を受ける根拠とならない（非対価性）。(c)納税額と給付額とは無関係である（非等価性）。(d)財源は税（＋保険料）

- ・保障方式の違いは、保険料か税かという財源の違いでは必ずしもない

＊財源だけの違いとする意見は、保障方式を経済的な面からしか見ておらず、社会的・制度的な面を見ていない

＊社会保険に税財源が投入されることがあるが、上記の保険性、対価性等の特徴がある仕組みは社会保険

## 2 社会保険方式と社会方式の基本的性格

①社会保険方式—保険料の拠出によってリスクに備える自助の仕組みであるとともに、被保険者間の連帯に基づく互助の仕組み（Insurance）。ビスマルクによって1880年代に創設され、貧困救済が余り機能しない救貧法に代わるものとして世界的に普及。先進国では、社会保障の中核

②社会扶助方式—国家が生活に困った人を救済する扶助の仕組み（Assistance）。救貧法に由来し、先進国では、基本的に社会保険の補完（NHSを除く）

## 3 将来とも社会保険方式が社会保障の中核

- ・社会保険方式のメリット—①自助と連帯の仕組み。②負担と給付との関係が明確→保険料負担について国民の合意が得やすい。財政規律が保たれやすい。③所得制限のない普遍主義的な仕組み。④権利性が高い。⑤給付水準が高い

- ・ただし、社会保険は、保険原理だけでなく、扶助原理にも基づくことに注意（堀勝洋『社会保障法総論 第2版』2004年）東京大学出版会）→保険原理のみからなる私的保険と混同すべきではない